

令和4年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年3月3日（木）

---

議 事 日 程（第1号）

令和4年3月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 3 号 常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に  
関する条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市公平委員会設置条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ  
いて
- 議案第 6 号 常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で  
常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センター  
こめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備について
- 議案第 12 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につ  
いて
- 議案第 13 号 常陸太田市高倉交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止に  
ついて
- 議案第 14 号 市道0139号線工事等委託契約の変更契約について
- 議案第 15 号 常陸太田市道路線の廃止について
- 議案第 16 号 常陸太田市道路線の変更について
- 議案第 17 号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 18 号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第13号）について
- 議案第 19 号 令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて
- 議案第 20 号 令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）につい  
て
- 議案第 21 号 令和3年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 令和3年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）につい

て

- 日程第 5 議案第 23 号 令和 4 年度常陸太田市一般会計予算について  
議案第 24 号 令和 4 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について  
議案第 25 号 令和 4 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 26 号 令和 4 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について  
議案第 27 号 令和 4 年度常陸太田市水道事業会計予算について  
議案第 28 号 令和 4 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について  
議案第 29 号 令和 4 年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について  
議案第 30 号 令和 4 年度常陸太田市下水道事業等会計予算について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 施政方針説明  
日程第 3 議案第 3 号ないし議案第 17 号（一括上程・提案理由説明）  
日程第 4 議案第 18 号ないし議案第 22 号（一括上程・提案理由説明）  
日程第 5 議案第 23 号ないし議案第 30 号（一括上程・提案理由説明）
- 

#### 出席議員

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 14 番 | 川 又 照 雄 議 長 | 5 番  | 藤 田 謙 二 副議長 |
| 1 番  | 森 山 一 政 議 員 | 2 番  | 小 室 信 隆 議 員 |
| 3 番  | 菊 池 勝 美 議 員 | 4 番  | 諏 訪 一 則 議 員 |
| 6 番  | 深 谷 渉 議 員   | 7 番  | 平 山 晶 邦 議 員 |
| 8 番  | 益 子 慎 哉 議 員 | 9 番  | 菊 池 伸 也 議 員 |
| 10 番 | 深 谷 秀 峰 議 員 | 11 番 | 高 星 勝 幸 議 員 |
| 12 番 | 成 井 小太郎 議 員 | 13 番 | 茅 根 猛 議 員   |
| 15 番 | 後 藤 守 議 員   | 16 番 | 黒 沢 義 久 議 員 |
| 17 番 | 高 木 将 議 員   | 18 番 | 宇 野 隆 子 議 員 |

---

#### 説明のため出席した者

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 宮 田 達 夫 市 長       | 石 川 八千代 教 育 長   |
| 加 瀬 智 明 政策推進室理事   | 綿 引 誠 二 総 務 部 長 |
| 岡 部 光 洋 企 画 部 長   | 磯 野 初 郎 市民生活部長  |
| 柴 田 道 彰 保健福祉部長    | 根 本 勝 則 農 政 部 長 |
| 中 野 亘 商工観光部長      | 古 内 宏 建 設 部 長   |
| 柴 田 雅 美 会 計 管 理 者 | 畠 山 卓 也 上下水道部長  |
| 大 関 正 幸 消 防 長     | 武 藤 範 幸 教 育 部 長 |

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 榑 一 行 農業委員会事務局長 | 岡 田 和 也 秘書課長 |
| 高 木 道 安 総務課長    | 井 坂 光 利 監査委員 |

---

事務局職員出席者

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 笹 川 雅 之 事務局長 | 富 田 弘 明 次長兼議事係長 |
| 秋 山 弘 行 総務係長 |                 |

---

午前 1 0 時開会

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 1 8 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和 4 年第 2 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 8 8 条の規定により

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 5 番 藤 田 謙 二 議 員 | 1 7 番 高 木 将 議 員 |
|-----------------|-----------------|

の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

初めに、「地方自治法」第 1 2 2 条の規定により、令和 3 年事務に関する説明書が配付されておりますとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、監査委員から令和 4 年 2 月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第 1 2 1 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 市 長 宮 田 達 夫 君       | 教 育 長 石 川 八千代 君   |
| 政策推進室理事 加 瀬 智 明 君   | 総 務 部 長 綿 引 誠 二 君 |
| 企 画 部 長 岡 部 光 洋 君   | 市民生活部長 磯 野 初 郎 君  |
| 保健福祉部長 柴 田 道 彰 君    | 農 政 部 長 根 本 勝 則 君 |
| 商工観光部長 中 野 亘 君      | 建 設 部 長 古 内 宏 君   |
| 会 計 管 理 者 柴 田 雅 美 君 | 上下水道部長 畠 山 卓 也 君  |
| 消 防 長 大 関 正 幸 君     | 教 育 部 長 武 藤 範 幸 君 |

農業委員会事務局長 榊 一行 君 秘書課長 岡田 和也 君  
総務課長 高木 道安 君 監査委員 井坂 光利 君  
以上、18名でございます。

---

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

#### 日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月22日まで20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日まで20日間と決定いたしました。

---

#### 日程第2 施政方針説明

○川又照雄議長 次、日程第2、令和4年度施政方針について、市長より説明を求めます。

市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆様、おはようございます。令和4年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜りましてありがとうございます。

日頃より、議員の皆様におかれましては、本市の進展と円滑な運営のため、ご高配を賜っておりますことに対し、衷心より深くお礼を申し上げる次第でございます。

まず、初めに、ご報告をしたいことが1件ございます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受け、全国地方6団体におきましては、2月25日付、政府に対し国際法にのっとった適切な対応を求めるよう要望を行いましたので、ご報告をいたします。

さて、今期定例会におきましては、新年度当初予算についてご審議をいただくことになります。各議案の説明に先立ちまして、私の施政方針、市政に対する運営の所信の一端を申し述べまして、主要施策に対する説明を行わせていただきたいと思います。

お手元の令和4年度施政方針をご覧ください。

1ページをお開き願います。

令和4年度一般会計をはじめ、各特別会計の当初予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営に対する基本的方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国内で新型コロナウイルスの感染者がはじめて確認されてから2年が経過をいたしました。新型コロナウイルスは頻繁に変異をし、これまで6度にわたり流行の波を繰り返してまいりました。昨年の秋以降は、ワクチン接種の推進によりまして落ち着きを見せておりましたが、年明けから新たなオミクロン株が急速な広がりを見せ、いまだなお予断を許さない状況が続いております。

このような中、強い使命感を持ち、最前線で治療に当たられている医療従事者の皆様をはじめ、感染防止にご尽力をいただいております全ての皆様方に対し、心から敬意と感謝を表する次第でございます。

当市におきましては、いち早く新型コロナウイルス対策本部を設置し、各部局間の諸調整を行いますとともに、ワクチン接種推進室を立ち上げ、接種体制を確保してまいりました。これまで、市民の皆様の安全安心を第一に、感染拡大防止策や生活支援、事業所への支援などを行ってまいりました。

また、国や県の施策に合わせ、市独自の上乗せ支援といたしまして、独り親世帯や子育て世帯に対する給付措置、時短要請事業者への支援等を行いますとともに、一般市民や12歳未満の子どもたちへのPCR検査の実施など、各種施策を臨機応変に講じてきたところでございます。

また、県に対し設置要望をしておりました県北地域の大規模接種会場につきましても、臨時ではございますが、当市を会場に実施の運びとなり、これまでに市民600人が接種を行っております。

新年度も引き続き、感染拡大防止対策はもとより、市民の皆様の暮らしを守り、さらには、地域経済の回復を目指すため、これまでの対策の効果と刻々と変化する状況をしっかりと見極め、幅広く、きめ細やかな対策を講じてまいります。

当市におけます3回目のワクチン接種の状況でございますが、医療従事者等を含め市全体で22.2%、1万407人の方が接種を終了いたしました。また、現在の予約者数は24.2%、1万1,353人、接種者と予約者を合わせますと46.4%、2万1,760人となっております。

なお、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種につきましては、2月25日に接種券を発送し、3月11日から接種を開始いたします。ほかの年代の子どもに比べ、マスクの着用などの感染対策が取りづらいことや保育園での感染が広がったことなどを踏まえ、接種の優先順位は、5歳から順に11歳までの子どもへ接種を行ってまいります。

ワクチン接種につきましては、これまで以上に国、県、医師会など関係機関と緊密に連携し、接種が円滑にそして安全に実施できますよう万全を期してまいりますとともに、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を目指すため努力をしております。議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、新年度は、本市におきまして、第6次総合計画の後期基本計画がスタートする年となります。本計画に位置づけた重点施策及び第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、少子化・人口減少対策アクションプランに位置づけた具体的な施策を着実に進めますとともに、安全安心なまちづくり、健康で快適な市民生活の実現、少子化・人口減少対策、活力ある産業づくりの4つの項目につきまして、重点的に取り組んでまいります。

また、国の基本方針でありますカーボンニュートラル及びデジタル化、さらにSDGsの目指す17の取組について、第6次総合計画後期基本計画の各種施策に関連づけ、時流を先取りした市政の展開を図ってまいります。

さらに、コロナ禍におきましても、市の業務が滞ることなく、限られた資源や人員で持続的に質の高いサービスを提供できますよう、行政手続のオンライン化やAI、マイナンバー制度等の利用促進など、行政におけるデジタル化の構築を進めますとともに、公共施設マネジメントを推進し、施設の集約、複合化、廃止など、時代に即した取組を進めてまいります。

そして、刻々と変化する社会経済情勢や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟かつスピード感を持って対応するため、企画課内にデジタル化推進室、市民課内にマイナンバー推進室、健康づくり推進課内にフレイル対策室、スポーツ振興課内に新体育館建設準備室の専門部署を設置いたしますとともに、政策推進課の組織機能を強化し、主要施策の政策パッケージの進行管理や組織横断的な取組、ふるさと納税の強化、その他喫緊の課題等に対応をしてまいります。

コロナ禍の困難な時代にありましても、大久保前市長から引き継ぎました東部土地区画整理事業、市道0139号線真弓トンネル、新総合体育館建設の3つのプロジェクトを着実に推進いたしますとともに、ふるさと常陸太田の発展のために、今何が必要か、何が求められているのか、市民の方々との意見交換の機会をできる限り創出し、市民の声に耳を傾け、市民の目線に立ち、次世代につながる事業については、積極果敢に挑戦をしながら、市政の確かな歩みを進め、将来にわたり持続可能なまちとして次世代に承継できるよう施策の展開を図ってまいります。

以上、市政運営に当たり、基本的な考え方を述べさせていただきました。

続きまして、令和4年度の予算の概要について申し上げます。

現在、国会において審議中の国の予算概要についてでございます。国の経済見通しでは、令和4年度の国内総生産の成長率を3.6%程度、実質では3.2%程度としております。新たな経済対策を迅速かつ着実に実施し、年度中にコロナ前の経済水準を回復させることを見込み、一般会計予算は前年度比0.9%増の107兆5,964億円となっております。

次に、地方財政計画でございます。通常収支分の計画規模は、前年度比0.9%増の90兆5,900億円となっております。そのうち地方交付税は、前年度比3.5%増の18兆538億円が確保され、地方自治体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化、公共施設の脱炭素化等の取組の推進、消防・防災力の一層の強化、まち・ひと・しごと創生事業などの重要課題に取り組めるよう所要の事業費及び財源が確保されております。

次に、本市の令和4年度の予算についてでございます。一般会計は、前年度比0.1%増の247億7,000万円、全会計の合計では、前年度比1%増の430億7,533万3,000円としております。そのうち、予算編成方針に掲げました4つの重点施策に合計40億6,386万4,000円を計上いたしました。

その内訳でございますが、安全安心なまちづくりにつきましては、感染予防対策や災害危険区域の解消、市道の計画的な改修、交通手段の確保等の事業費といたしまして、20億4,100万円を。健康で快適な市民生活の実現につきましては、フレイル対策など、健康寿命の延伸や新総

合体育館建設等の事業費といたしまして、３億４,８００万円を。少子化・人口減少対策につきましては、ニーズに合った子育て環境の整備や東部土地区画整理事業、商業施設等誘致事業といたしまして、１２億７,４００万円を。活力ある産業づくりにつきましては、農業者や商工業者等の担い手支援、農作物等の高品質化、旅行券の発行やバス会社等への支援事業といたしまして、３億９,９００万円をそれぞれ計上いたしました。

なお、予算編成に当たりましては、実績や前例にとらわれることなく、長期間にわたり実施され、当初の目的が達成された事業の廃止や見直し、類似する事業の統合など、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事業の選択と集中を基本とすることにより、将来にわたり持続可能な財政運営の確立を心がけました。

予算の執行に当たりましては、限られた予算で最大限の効果が得られるよう政策をパッケージ化し、組織横断的な取組を行いながら、課題解決に向け庁内一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、４つの重点施策に沿ってご説明を申し上げます。

初めに、安全・安心なまちづくりについてでございます。

まず、災害に強いまちづくりにつきましては、災害時の要支援者等の避難を確実にするため、避難行動要支援者名簿の整備を進めますとともに、庁内関係部課が連携し、避難・誘導等の支援体制の確立を図ってまいります。

また、近年の集中豪雨等による想定外の災害に備えるため、国による久慈川緊急治水対策プロジェクトによる多重防御治水の推進や、大雨時の内水対策といたしまして想定地域に固定型排水ポンプの設置に向けて調査に着手いたしますとともに、ポンプ車の配備を順次進めてまいります。

さらに、市災害対策本部機能及び災害時職員初動体制の強化、防災体制の向上等を図るため、ハード、ソフト両面から対応いたしますとともに、災害時の情報伝達手段の強化を図るため、引き続き、防災行政無線のデジタル化を推進してまいります。

原子力災害対策につきましては、関係機関や避難先市町村の協力を得て広域避難訓練を実施し、様々な課題を整理しながら、実効性のある広域避難計画の策定を進めてまいります。

消防体制につきましては、激甚化する自然災害や多様化する救急需要に的確に対応するため、引き続き、関係機関と連携を図りながら、被災者の保護に努めますとともに、災害・防災情報等の迅速かつ適切な把握による初動体制の確立や消防団を核とした地域防災力、消防水利施設等の充実強化を図ってまいります。

犯罪のないまちづくりにつきましては、管理不全の空き家等が増加傾向にありますことから、空き家等の実態調査と有効活用など管理体制の充実等を図ってまいります。また、犯罪抑止のため、防犯灯の整備を進めますとともに、地域の防犯団体や関係機関と連携し、防犯意識の高揚を図ってまいります。

道路の整備につきましては、市民生活の利便性の向上や安全安心の確保、物流の効率化等を図るため、国、県など関係機関と連携し、国道２９３号常陸太田東バイパスなど、引き続き、国県道の整備を促進いたしますとともに、市道０１３９号線につきましては、県からの技術支援を受けながら、幡町から日立市までの区間の整備を進めてまいります。

また、生活道路等の整備につきましては、通学や通勤、買物時の生活道路として、安全性、利便性の向上を図りますとともに、橋梁長寿命化対策を継続し、市道等の環境整備を進めてまいります。

上下水道の整備につきましては、新たに折橋町地内に配水池築造工事を進めますとともに、災害時を含む緊急時におきましても、水道水を安定して供給できますよう、施設の維持管理の徹底や老朽化が著しい水道施設の更新を行ってまいります。

また、公共下水道等につきましては、東部土地区画整理事業地内の雨水幹線等の整備を進めてまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携した交通安全啓発活動の実施や通学路等の安全対策を進めますとともに、引き続き、ブレーキペダル踏み間違い防止装置の設置費用補助により、高齢者の事故の未然防止に努めてまいります。

安全な消費生活の支援につきましては、特殊詐欺や悪質商法等の被害を未然に防ぐため、関係機関と連携し、啓発活動や相談体制の充実を図ってまいります。

次に、健康で快適な市民生活の実現についてでございます。

まず、健康づくりへの支援につきましては、生涯を通して心身ともに健康で快適に老後を過ごすための健康寿命の延伸といたしまして、認知機能や社会的つながりが低下するフレイルを予防するため、専任保健師を配置し、高齢者の健康状態を総合的に把握いたしますとともに、健診結果に基づく疾病の重症化予防や個別保健指導等について、医師会や関係団体と連携をしながら一体的に進めてまいります。

また、疾病の重症化予防対策といたしまして、コロナ禍における適切な集団健診や65歳以上の方の肺がん検診の無料化に加え、胃がん・大腸がん検診を無料化し、高齢者が受診しやすい環境を整えてまいります。

医療体制の整備につきましては、コロナの感染拡大防止を図るため、一般市民への3回目のワクチン接種及び小児等へのワクチン接種について、引き続き、市医師会、医療関係等と連携をしながら迅速に進めてまいります。

また、子育て世代の安心の確保につきましては、こども夜間診療体制の充実を図りますとともに、婦人科等に従事する医師の確保や看護師不足の解消のため、引き続き、中核病院等への補助を行ってまいります。

国民健康保険税につきましては、県の運営方針に基づき15年ぶりに税率の改正が行われますが、急激な負担増を招かぬよう、支払い準備基金からの繰入れにより激変緩和を図ってまいります。

高齢者福祉及び介護保険につきましては、地域包括支援センターの体制強化を図りますとともに、関係機関や地域住民等とともに独り暮らしや認知症などの高齢者の見守り支援体制の構築に取り組んでまいります。

地域の支え合いへの支援につきましては、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができますよう、各種支援策を推進いたしますとともに、民生委員、児童委員や市社会福祉



協議会との連携を強化しながら、地域福祉の増進を図ってまいります。

脱炭素社会の実現を目指す取組につきましては、基金を創設し、カーボンニュートラルの普及・啓発事業等に取り組む市民や市内事業所等を支援いたしますとともに、引き続き、省エネルギー機器やクリーンエネルギー自動車等の購入補助等により、再生可能エネルギーの普及を促進してまいります。

また、ごみの排出量の削減とリサイクル率の向上を図るため、引き続き資源ごみの回収を実施いたしますとともに、町会や地域等と連携し、ごみ出しが困難な高齢者等を支援してまいります。

公共交通につきましては、市民にとって利便性の高い公共交通となるよう利用状況の分析を進め、小学校の統合による通学用路線の新設を含めた第3次再編に取り組んだところでございます。今後とも、地域の特性や市民ニーズを的確に把握いたしますとともに、交通弱者に配慮をするため、自動運転やA Iによるオンデマンド交通等の次世代技術など、第4次再編に向けた調査研究等を行い、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築してまいります。

また、水郡線を本市の基幹交通として維持するため、引き続き、市民や地域団体の協力を得ながら、県及び沿線自治体と緊密に連携し、利用促進を図ってまいります。

市営霊園の整備につきましては、市民ニーズに応じた霊園整備を行うため、瑞竜霊園の東側未整備区域において、規格墓地のほか、納骨堂式合葬墓地や樹木型合葬墓地の整備に係る基本設計に着手をしてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動への支援につきましては、市民誰もが個々のライフステージや体力等に応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめますよう、活動の機会創出やスポーツ施設のリニューアルなど、環境整備を進めますとともに、高齢者の健康づくりを推進するため、シルバーリハビリ体操等の実施体制の強化や普及活動に努めてまいります。

新総合体育館につきましては、令和9年4月のオープンを目指し、基本設計に続き、実施設計に取り組めますとともに、既存体育館の解体に着手をしてまいります。あわせまして、オープン後の管理運営の在り方等につきましても検討を進めてまいります。

地域活動への支援につきましては、昨年設立されました山田コミュニティの山田地域交流センターの整備を進めますとともに、引き続き、地域活動の拠点となる集会施設等の整備を支援してまいります。

また、地域コミュニティにつきましては、地域の方々の理解を得ながら、設立を着実に推進してまいります。

次に、少子化・人口減少対策についてでございます。

まず、子育て支援につきましては、引き続きゼロ歳から2歳児における保育料の半額軽減及び第3子以降の保育料の無償化、幼稚園、保育園、こども園の3歳児以上の給食費の無償化、小中学校給食費の半額軽減を実施しております。

妊娠・出産・育児等への支援といたしましては、電子母子手帳の機能等を備えたアプリを導入し、予防接種の管理や電子申請、情報の発信など、新たな支援体制の構築に努めてまいります。

また、昨年設置をいたしました子育て世代包括支援センターここキララにつきましては、子育て

て中の悩みや不安の解消等を図るため、電話や対面による相談等に加え、オンラインによる育児相談にも対応するなど、多くの子育て世代の方々が気軽に利用できますよう相談体制を充実してまいります。

結婚支援につきましては、現在の当市の未婚率が、国、県の未婚率より10ポイント以上高い状況にあり、大変憂慮すべき事態と認識をしております。このため、いばらき出会いサポートセンターと連携し、AIマッチングシステムと相談員による支援を組み合わせ、出会いの機会の拡充を図りますとともに、魅力あるイベントやセミナー等の開催、市内事業者等が実施する結婚推進ネットワーク事業等を支援し、成婚率の向上に向け、全力で取り組んでまいります。

移住・定住の促進につきましては、本市への移住を促すため、相談業務の充実やお試し居住、空き家情報のデータベースの一元化等による登録物件の拡充等を図りますとともに、新婚家庭家賃助成や住宅取得促進助成、ワーケーションによる移住対応事業等により、関係人口の拡大や若い世代の転入、定住につなげてまいります。

なお、JT跡地の利活用につきましては、本年度取りまとめた埋蔵文化財調査報告書を踏まえ、関係者の意見も聴取しながら、移住・定住促進に向けた具体的な検討に着手をいたします。

魅力ある学校づくりにつきましては、小中学校の2学期制の本格導入により、児童生徒の確かな学力の育成と学校生活の充実を図りますとともに、教職員の働き方改革に積極的に取り組んでまいります。

また、本年4月に峰山小学校及び金砂郷小学校を新たに開校いたしますとともに、各小中学校におきましては、9年間の学びを通し、深い学びの実現と児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ってまいります。

さらに、ICT教育の充実を図るため、支援員を全小中学校へ派遣いたしますとともに、英語指導助手7名の配置やAIツールを活用し、児童生徒の英語教育の充実に取り組んでまいります。

豊かな心の育成につきましては、地域と連携したふるさと郷土教育の充実を図りますとともに、読書活動や芸術文化活動の推進による感性や創造力の向上、人権・福祉教育の充実、スクールカウンセラーによる相談体制を強化してまいります。

多様な学習機会、多彩な人材の育成と活用につきましては、地域資源や地域人材などを活用し、市民のニーズや時代に即した生涯学習機会の充実を図ってまいります。

また、図書館における新たなサービスといたしまして、電子書籍を導入し、デジタル化に対応いたしますとともに、宅配サービスのさらなる充実を図るなど、市民の読書活動を支援してまいります。

次に、活力ある産業づくりについてでございます。

まず、良好で魅力ある市街地の整備につきましては、現在進めております東部土地地区画整理事業により、買物環境の改善や雇用の創出と併せまして、地域経済の活性化や交流人口の拡大を図るため、大型商業施設や業務系施設への誘致を促進し、魅力ある市街地づくりを進めてまいります。

働く機会の創出につきましては、東部土地地区画整理事業用地や工業団地、学校跡地等への企業

誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、テレワークのため、設備改修補助やU I J ターン者等の起業・創業支援、合同就職面接会の開催、企業ガイドブックの電子化等により、市内における就業機会の創出を図りますとともに、新たな人材確保のため、企業のウェブ広告や働き方改革等への支援を行ってまいります。

農林業の振興につきましては、まず、農業者等の高齢化に伴い、新たな担い手の確保、育成が重要でありますことから、新規就農者の初期投資の軽減を図るための軽貨物車両購入補助を新設いたしますとともに、観光果樹園の事業継承支援、地域おこし協力隊による担い手の確保、認定農業者への農地の集積・集約の促進等により、持続可能な農業を支える取組を推進してまいります。

農業生産の基盤整備等につきましては、小目地区ほ場整備事業及びふるさと農道整備事業のほか、久米地区ほ場整備事業の事業採択に向けた計画書の作成など、引き続き、農業基盤整備の促進を図りますとともに、農業法人との連携や農地中間管理事業の活用により、農地の有効利用の促進に努めてまいります。

農林畜産物及び加工品等の生産と販路の拡大につきましては、米、常陸秋そば、果樹等の高品質化、畜産農家への生産性向上等への支援や、常陸太田市産チーズの販路拡大、道の駅ひたちおたを中心とした農産物や加工品等の流通の拡大、有利販売を推進いたしますとともに、貨客混載事業における販路の再構築を図ってまいります。

なお、道の駅につきましては、東部土地区画整理事業地における店舗の開業等により影響を受けますことが想定されますので、差別化を図れますよう、専門家の指導を受けながら対策を講じてまいります。

農村環境の保全につきましては、引き続き、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用した保全活動の推進や、イノシシ等有害鳥獣による農作物の被害防止対策を行ってまいります。

林業につきましては、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理制度等を活用した森林の整備や木材利用を推進いたしますとともに、森林が有する公益的機能等の普及啓発を図ってまいります。また、経営体の基盤強化のための高性能林業機械導入支援等により、森林の適切な経営管理を推進いたします。

さらに、市内小中学校の学習机の天板を市産材に入れ替え、子どもたちの森林や木材に対する意識の醸成等を図ってまいります。

また、民間企業との連携協定によります市民の森づくり事業といたしまして、里美地区に市民や都市住民との協働によるメープルリーフの森を育て、未来へつなぐ森づくりを推進してまいります。

商工業の振興と地域内経済の循環促進につきましては、引き続き、プレミアム付商品券を発行し市内消費の喚起を図りますとともに、商品券のデジタル化を見据えた検討を行ってまいります。

また、中小企業に対しましては、革新的な事業へのチャレンジに対する支援を拡充するほか、電子商取引サイトの構築など、デジタル化を促進いたしますとともに、市内企業の異業種間交流

や事業所継承の支援策といたしまして、商工会に産業活性化コーディネーターを配置し、市内企業の活力向上を図ってまいります。

さらに、東部土地区画整理事業地への市内企業の出店や市民の要望の強い店舗等の誘致を促進するため、官民が連携した商業施設の整備を進めてまいります。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、引き続き、プレミアム付旅行券の発行や、本市への団体旅行を催行した旅行者への補助、観光レンタカー利用者への助成等による誘客促進を図ってまいります。

また、令和5年度に、県におきまして茨城デスティネーションキャンペーンが計画されておりますことから、関係機関と連携をしながら諸準備を進めてまいりますとともに、竜神峡エリアでの新たなアクティビティの創設や本市の魅力的な観光資源を積極的にPRし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、これらの事業を推進するための行財政運営等についてでございます。

まず、自主性・自立性の高い行財政運営につきましては、PDCAサイクルに基づく事業の改善、見直しを徹底し、効果的かつ効率的な行財政運営に努めてまいります。

また、引き続き、市税や保険料などの徴収率向上に努めますとともに、公共施設等の公有財産の整理、公営企業及び第3セクターの経営の健全化に努めてまいります。

デジタル化の推進等による行財政経営基盤の強化につきましては、AI等のデジタル技術を活用した事務の効率化や押印の見直しによる申請手続等の簡素化を図りますとともに、効率的な行政運営を基本方針とし、行政組織の柔軟性、機動性の向上を図ってまいります。

公共施設の適正管理の推進につきましては、将来の世代に負担を残さないという強い意思のもとに、公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置計画に基づき、施設の耐用期限が短い施設から優先的に取り組み、将来のよりよい公共施設の在り方と財政の健全化に向け、市民の皆様との合意形成を図りながら進めてまいります。

なお、新年度は、旧水府幼稚園や14棟の市営住宅、旧高倉交流センター、旧清掃事務所等の解体工事を行いますとともに、風力発電施設や世矢幼稚園、郡戸児童クラブ等の解体設計を行ってまいります。

広報活動につきましては、市民に行政情報を正確かつ分かりやすく伝えるため、広報紙、お知らせ版の内容充実を図り、情報提供を行いますとともに、市内外の多くの方に市の情報や魅力を伝えるため、ホームページやツイッターなどのSNS、さらには、マスメディアや各種広報媒体を活用し、効果的かつ戦略的な情報発信を行ってまいります。

以上、令和4年度の市政の運営に当たり、施政方針を申し上げます。

常陸太田市では、他市に先駆け子育て支援や移住・定住対策に先進的に取り組んでまいりました。このことが評価され、本年1月発行の宝島社の「田舎暮らしの本」住みたい田舎ランキング2022におきまして、北関東エリアでの若者世代・単身者部門、子育て世代部門、シニア世代部門の3部門全てにおいて1位を獲得し、三冠を達成いたしました。少子化・人口減少対策、さらに健康寿命の延伸に力を注ぐ本市にとりまして、心強い応援となる明るいニュースでありまし

た。新年度は、こうした話題につきましても、様々な場面において積極的にPRし、広く市内外に情報を発信しながら、市政を運営してまいりたいと思います。

コロナ禍におきましても、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況になることが予想されますが、コロナ後を見据えながら、次世代を担う子どもたちが誇ることのできる持続可能な常陸太田市を目指さなければなりません。新型コロナウイルス感染防止対策と地域経済の回復、そして、市民の皆様の安全安心の確保のため、職員一丸となり全力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第でございます。

最後になりますが、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、条例の制定2件、条例の一部改正6件、条例の廃止1件、関係条例の整備等2件、工事等委託契約の変更契約1件、市道路線の廃止、変更、認定それぞれ1件、令和3年度補正予算5件、令和4年度当初予算8件、合わせまして28件でございます。なお、会期中に、副市長、農業委員会委員及び公平委員会委員の人事案件23件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、それぞれ担当部長よりご説明をさせていただきます。議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**〇川又照雄議長** 説明は終わりました。

---

### 日程第3 議案第3号ないし議案第17号

**〇川又照雄議長** 次、日程第3でありますけれども、お配りしました日程表第1号の中で、第3の部分で議案第3、議案第4、その次に、議案第5号が抜けておりますので、追記していただきたいと思っています。

それでは、次、日程第3、議案第3号常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第4号常陸太田市公平委員会設置条例の制定について、議案第5号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第6号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第11号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備について、議案第12号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第13号常陸太田市高倉交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第14号市道0139号線工事等委託契約の一部変更について、議案第15号常陸太田市道路線の廃止について、議案第16号常陸太田市道路線の変更について、議案第17号常陸太田市道路線の認定について、以上15件を一括議題といたします。

説明の前に事務局長のほうから発言がございますので、お聞きください。局長。

○笹川雅之事務局長 先ほど議長のほうから、日程事項の件で追記というご発言がございました。私のほうから詳細ご説明を申し上げたいと存じます。

日程事項第3の中で、議案第5号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、この議案の件名が漏れてございました。改めまして、差し替え分を後ほど配付させていただきたいと存じます。おわびしてご訂正と、それと改めまして、5号を追加した部分でご審議をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第3号は、常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

提案理由ですが、カーボンニュートラルの推進に必要な資金を積み立てるための基金を設置するため、本条例を制定するものです。

条例制定の背景でございますが、市内風力発電事業所よりご寄附いただきました資金を有効活用し、カーボンニュートラルを実現した脱炭素社会を目指す取組として、今後、市民等が先導的に行う活動を将来的に支援するための財源の確保を図るものでございます。

条例案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1条は、基金設置の目的でございます。温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを実現した脱炭素社会を目指す取組として、市民、非営利団体、事業者等が行う先導的な活動を支援するため、常陸太田市カーボンニュートラル推進基金を設置するものでございます。

第2条は、基金の積立てです。積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条は、基金の管理です。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとしております。

第4条は、運用益金の処理です。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金設置の目的の事業実施に必要な財源に充てる場合に支出し、又は基金に編入するものでございます。

第5条は、基金の繰替運用です。財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとするものでございます。

第6条は、基金の処分です。この基金は、基金設置の目的の事業実施に必要な財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができるものとするものでございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第3号は、以上でございます。

続きまして、議案書3ページをお開き願います。

議案第4号は、常陸太田市公平委員会設置条例の制定についてでございます。

提案理由ですが、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会を廃止することに伴い、常陸太田市公平委員会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

4ページをお開き願います。

常陸太田市公平委員会設置条例でございます。地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定により、常陸太田市公平委員会を設置するものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めておりまして、本年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例の制定に伴い、常陸太田市職員定数条例を一部改正いたしまして、同条例に公平委員会を規定するとともに、同委員会の事務職員の定数を2人と定めるものでございます。

第3項は、本条例の制定に伴い、常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を一部改正いたしまして、同条例第4条中において規定しております常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の名称を常陸太田市公平委員会に改めるものでございます。

第4項は、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の廃止に伴い、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止するものでございます。

議案第4号は、以上でございます。

続きまして、議案書5ページをお開き願います。

議案第5号は、常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、市職員の不妊治療休暇について、妊娠・出産・育児等と仕事との両立支援のための措置を講ずるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました別紙資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元に配付のA4縦長の資料、令和4年第2回市議会定例会議案第5号資料常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

初めに、改正の目的でございます。本市における市職員の不妊治療休暇につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事との両立支援のため、国に準じた特別休暇としているところでございます。しかしながら、体外受精、顕微授精といった不妊治療につきましては、心身の負担も大きく、また、治療期間が長期にわたりますことから、長期に取得できます不妊治療休暇制度を新たに定め、両立支援の拡充を図るものでございます。

次に、改正の内容でございます。現行の特別休暇に加えまして、新たに不妊治療休暇を定めるものでございますが、まず、それぞれの休暇制度についてご説明いたします。

初めに、現行の不妊治療に係る特別休暇につきましては、対象となる治療内容を体外受精、顕

微授精のほか、人工授精、投薬、タイミング療法等とし、取得できる期間を1年当たり5日、体外受精等の治療を行う場合は、10日とする有給休暇としているところでございます。

次に、新たに定めます不妊治療休暇につきましては、対象となる治療内容を一般の不妊治療では妊娠できなかった場合に行われる特定不妊治療としまして、体外受精及び顕微授精に限ることとし、取得できる期間を最長1年、分割して取得する場合は通算して365日として、休暇取得中については、無給の取扱いとするものでございます。なお、この休暇の取得の際には、医療機関からの治療計画書を提出いただくこととしております。

最後に、本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

議案第5号は、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

10ページをお開き願います。

議案第6号は、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、会計年度任用職員の育児休業等について、国に準じて、妊娠・出産・育児等と仕事との両立支援のための措置を講ずるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました別紙資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元に配付のA4縦長の資料、令和4年第2回市議会定例会議案第6号資料、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

初めに、改正の背景でございます。少子・高齢化の進展や生産年齢人口の減少が続く中、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進をさらに進めるため、昨年12月3日に人事院から国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されまして、国における非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等について、本年4月1日に施行予定となっております。これらを受けまして、国と地方公共団体の職員の処遇の均衡を踏まえまして、本市の非常勤職員となる会計年度任用職員の育児休業等についても、国に準じた措置を講ずるものでございます。

次に、改正内容でございます。表の上段の育児休業及び部分休業を取得できる職員につきましては、現在、在職期間が1年以上の職員と定めておりますが、この規定を削除いたしまして、在職期間に関わりなく取得を可能とするものでございます。中段の妊娠・出産の申出があった場合の措置につきましては、現在、措置について特段の定めがございませんが、今後は、措置を義務化し、育児休業に係る制度の説明や面談等の実施、さらには、不利益な取扱いの禁止について、新たに定めるものでございます。下段の勤務環境の整備に関する措置につきましても、同様に措置を義務化し、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備について、新たに定めるものでございます。

最後に、本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

議案第6号は、以上でございます。

恐れ入りますが、再度、議案書にお戻り願います。

15ページをお開き願います。



議案第7号は、常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、本市職員の給与について人事院勧告に準じた措置を講ずるため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました別紙資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元に配付のA4縦長の資料、令和4年第2回市議会定例会議案第7号資料、常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてをご覧願います。

初めに、条例改正の概要でございます。

公務における期末・勤勉手当の支給月数と民間の支給月数との間に差があることを踏まえ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。また、改正が見送られました令和3年度分の引下げに相当する額について、本年6月に支給する期末手当から減額する特例措置を講ずるものでございます。

改正内容について、職員の区分ごとにご説明いたします。

初めに、一般職でございます。現行の年間4.45月分を0.15月分引き下げ、年間4.30月分に改正するものでございます。なお、引下げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当に配分することといたしまして、表中の令和4年度以降の期末手当の欄に網かけしてありますとおり、6月期と12月期をそれぞれ1.20月分とし、年間合計を0.15月分引き下げ2.40月分とするものでございます。

次に、再任用職員でございます。現行の年間2.35月分を0.10月分引き下げ、年間2.25月分に改正するものでございます。引下げ分は、一般職と同様に期末手当に配分することとし、表の中の令和4年度以降の期末手当の欄に網かけしてありますとおり、6月期と12月期をそれぞれ0.675月分とし、年間合計を0.10月分引き下げ1.35月分とするものでございます。

最後に、特別職でございます。現行の期末手当年間3.35月分を0.10月分引き下げ、3.25月分に改正するものでございます。表中の令和4年度以降の欄に網かけしてありますとおり、6月期と12月期をそれぞれ1.625月分とし、年間合計を0.10月分引き下げまして3.25月分とするものでございます。

資料の裏面をご覧願います。

続きまして、本年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

令和3年度分の人事院勧告に基づく引下げに相当する額につきまして、今年6月に支給する期末手当の額から昨年12月における職員の区分に応じ算定いたしました調整額を差し引くこととしております。

調整額につきましては、（１）一般職につきましては、昨年12月に支給した期末手当の額に127.5分の15の割合を乗じた額を、同様に（２）再任用職員につきましては、72.5分の10の割合を乗じた額を、最後に（３）特別職につきましては、167.5分の10の割合を乗じた額としております。なお、この調整額が期末手当の額以上となる場合は、期末手当は支給しない

こととなります。

最後に、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第7号は、以上でございます。

恐れ入ります、再度、議案書にお戻り願います。

20ページをお開き願います。

議案第8号は、常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が昨年6月11日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されること、及び国民健康保険税の賦課方式等を改正することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、多岐にわたりますことから、お配りいたしました別紙資料によりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元に配付のA4縦長の資料、令和4年第2回市議会定例会議案第8号資料、常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてをご覧ください。

初めに、改正の背景でございます。2点でございます。

1点目は、提案理由でもご説明いたしました上位法の公布によりまして、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置が、来年度より導入されることによるものでございます。

2点目は、県の国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入金の解消、及び来年度から実施する賦課方式の2方式への統一により税率の改正を行い、国民健康保険事業の財政の安定化及び健全化を図るものでございます。

続きまして、改正の内容でございます。3点でございます。

1点目は、未就学児に係る軽減措置でございます。国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の5割を公費で軽減するものでございます。なお、低所得世帯に対する軽減措置として、既に7割・5割・2割軽減が講じられている場合は、軽減措置後の残りの額に適用するものでございます。

中段の図1をご覧ください。

軽減措置のイメージとなります。図の下に説明を記載しておりますが、7割軽減世帯の未就学児の場合、現行の7割軽減に残り3割の半分となります1.5割の軽減が加わりますことから、合計で8.5割軽減となるものでございます。同様に、5割軽減世帯は7.5割に、2割軽減世帯は6割に、従来の軽減措置なしの世帯は5割に、それぞれ軽減されるものでございます。

続きまして、2点目は、保険税賦課方式の改正です。下段の図2にございますように、まず、賦課方式を現行の4方式から2方式へ変更するものでございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。

あわせて、税率の改正を行います。

上段の図の3、改正税率の右側、改正後の表をご覧ください。

改正後の税率は、医療保険分については、所得割を 6.9%，均等割を 3 万 4,800 円に、後期高齢者支援金分については、所得割 2.7%，均等割を 1 万 3,800 円に、介護保険分については、所得割 2.1%，均等割を 1 万 5,600 円といたしまして、合計で、所得割を 11.7%，均等割を 6 万 4,200 円とするものでございます。

なお、この税率改正に係るこれまでの経過について改めて申し上げますと、まず、昨年 10 月に市議会文教民生委員会協議会で概要の説明をさせていただきました後、同年の 11 月に国民健康保険運営協議会へ諮問いたしまして、並びに市議会全員協議会において概要を説明したところでございます。本年 1 月に、国民健康保険運営協議会から答申をいただきまして、その答申内容については、市議会全員協議会においてご説明させていただいたところでございます。また、市民への周知につきましては、本年 2 月に市広報紙により税率改正の準備状況について、広く周知を図ったところでございます。

3 点目の所要の規定の整備でございますが、未就学児に係る軽減措置の導入及び保険税賦課方式等の改正に伴いまして、本条例中の関連条項において所要の整理を行っております。

最後に附則でございますが、本条例は本年 4 月 1 日から施行するものでございます。

2 の経過措置でございますが、改正後の規定は、来年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、今年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第 8 号は、以上でございます。

恐れ入ります、再度、議案書にお戻り願います。

50 ページをお開き願います。

議案第 9 号でございます。議案第 9 号は、常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、西金砂そばの郷の施設の一部廃止及び物産センターこめ工房の事業の整理を行うことに伴いまして、本条例の一部改正を行うものでございます。

条例改正に至った経緯でございますが、これらの施設は、地場産業の振興及び地域間交流の促進による地域振興を図ることを目的に事業を行ってまいりましたが、初めに、西金砂そばの郷につきましては、簡易宿泊施設（ケビン）及び屋外炊事施設については、平成 29 年度以降、利用がなく、また、民俗資料展示施設及び特産品加工施設についても現在利用がございません。今後、利用する見込みもないことから廃止するものでございます。

次に、物産センターこめ工房は、農林水産物等の加工、製造及び販売のほか、加工体験の事業を行う施設としておりますが、これまでに条例で定めておりました加工体験の申込みがなく、今後においても見込みがないことから、今回、整理を行うものでございます。なお、今後のこの体験事業につきましては、施設を管理する指定管理者の提案事業として進めてまいります。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、52 ページをお開き願います。

第 4 条につきましては、施設の一部廃止に伴いまして、事業の整理を行うものでございます。

次に、別表第 1 は、各施設について規定しておりますが、初めに、1 の西金砂そばの郷につき

ましては、表の上から２段目の民俗資料展示施設及び５段目の特産品加工施設について、今後利用する見込みがないことから削除するものでございます。また、３段目の簡易宿泊施設（ケビン）及び４段目の屋外炊事施設は、現在利用がなく、いずれも老朽化に伴い撤去または撤去を予定しておりますことから、削除するものでございます。

５３ページをお開き願います。

別表第２は、各施設の利用料金等を規定しておりますが、初めに、１の西金砂そばの郷につきましては、表の上から２段目の簡易宿泊施設（ケビン）と３段目の屋外炊事施設（バーベキュー）については、施設の撤去に伴い、削除するものでございます。また、３の物産センターこめ工房については、体験事業の整理に伴い、削除するものでございます。

恐れ入りますが、５１ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年４月１日から施行するものでございます。

議案第９号は、以上でございます。

続きまして、議案書の５４ページをお開き願います。

議案第１０号は、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、市営住宅の一部を用途廃止したことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、５６ページをお開き願います。

市営住宅の一部用途廃止に伴いまして、市営住宅の名称・位置等について規定しております別表第１において、それぞれの管理戸数を改正するものでございます。

改正部分について、上から順に申し上げます。幡町団地１においては１２戸から８戸へ、幡町団地２においては１３戸から８戸へ、谷河原町団地においては６戸から４戸へ、稲木町団地１においては９戸から３戸へ、稲木町団地２においては１０戸から８戸へ、稲木町団地３においては５戸から４戸へ、松平団地１においては１０戸から８戸へ、以上７か所の市営住宅において、合わせて２２戸を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、５５ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。なお、市営住宅につきましては、今後も常陸太田市公共施設等再配置計画に基づき、適切に管理を行ってまいります。

議案第１０号は、以上でございます。

続きまして、議案書の５７ページをお開き願います。

議案第１１号は、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備についてでございます。

提案理由ですが、行政手続における押印の見直しに伴い関係条例の整備を行うものでございます。

この行政手続における押印の見直しにつきましては、去る２月２１日開催の市議会全員協議会においてその概要についてご説明させていただきましたが、行政手続の簡素化による市民等の負

担軽減及び事務の効率化を図るとともに、行政サービス及び行政事務のデジタル化に向けた環境を整備することを目的といたしまして、現在、市民や事業者等から押印を求めている行政手続上の押印の必要性について、法令等において押印が義務づけられているものを除き、本人確認や資料の添付などにより、署名または記名のみで有効性が担保されることなどを基準とし、今年度、全庁的な見直しを進めたところでございます。

見直しの結果、現在、押印を求めています 1,510 件の手続のうち、その 82.8% に及ぶ 1,251 件の手続において、押印を見直すこととしたところでございます。

今回提案いたします関係条例の整備につきましては、そのうち、市の条例において規定されております押印の手続について、一括して改正するものでございます。なお、条例以外の規則や要綱等において規定されております押印の手続につきましても、本年度中の改正を予定してございます。

それでは、本条例の内容について、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、59 ページをお開き願います。

今回、一括改正いたします関係条例は 4 条例でございます。

初めに、常陸太田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正でございます。

様式第 1 号政務活動費に係る収入及び支出の報告書において、表の右側、現行欄のとおり、経理責任者の押印を求めています。左側、改正案のとおり印の記載を削除するものでございます。

60 ページをお開き願います。

続きまして、常陸太田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正でございます。

本市職員の採用時に行う服務の宣誓に際し提出をいただく宣誓書において、表の右側、現行欄のとおり、職員の署名押印を求めています。左側、改正案のとおり印の記載を削除するものでございます。

61 ページをお開き願います。

続きまして、常陸太田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

固定資産評価審査委員会の審査の手続等におきましては、審査申出書や各種調書において、表の右側、現行欄のとおり、審査申出人や委員等の関係者の署名押印を求めています。今回左側、改正案のとおり、署名のみとし押印の記載を削除するものでございます。

63 ページをお開き願います。

最後に、常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。

様式第 1 号消防団員推薦書において、表の右側、現行欄のとおり、新たに消防団員になる者を分団長から消防団長へ推薦する際には、分団長の押印を現在求めています。左側、改正案のとおり印の記載を削除するものでございます。

64 ページをお開き願います。

様式第 2 号宣誓書及び様式第 3 号退職願におきましても、表の右側、現行欄のとおり、押印を求めています。左側、改正案のとおり印の記載を削除するものでございます。

恐れ入りますが、５８ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年４月１日から施行するものでございます。

議案第１１号は、以上でございます。

続きまして、議案書の６５ページをお開き願います。

議案第１２号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由ですが、「地方税法等の一部を改正する法律」が昨年３月３１日に公布され、その一部が本年１月４日から施行されたことに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。このたびの法律改正は、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用できる環境の整備を図ることを目的として、現行の指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者制度となることに伴い、現行の指定代理納付者制度の規定を引用しております関係条例を一括して改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、６８ページをお開き願います。

今回一括改正いたします関係条例は、６条例でございます。

初めに、常陸太田市水道事業給水条例の一部改正でございます。料金の徴収方法について規定しております第３０条第１項中、表の右側、現行欄に記載の法律条項第２３１条の２第６項及び指定代理納付者の記載を、左側、改正案のとおり、それぞれ第２３１条の２の３第１項及び指定納付受託者に改正するものでございます。

以下、同様に次の６９ページにおきましては、常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正を、さらに７０ページにおきましては、常陸太田市下水道条例の一部改正を、７１ページにおいては、常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正を、７２ページにおきましては、常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を、７３ページにおきましては、常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正をそれぞれ行うものでございます。

恐れ入りますが、６７ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、本条例施行の際、それぞれの条例において、指定代理納付者として指定を受けている者に対する条例の規定の適用につきましては、令和５年３月３１日までの間、従前の例によるものとするものでございます。

議案第１２号は、以上でございます。

続きまして、議案書７４ページをお開き願います。

議案第１３号は、常陸太田市高倉交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市高倉交流センターを用途廃止することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

75ページをお開き願います。

この施設につきましては、常陸太田市公共施設等再配置計画に基づき、来年度中に解体することとしておりますことから、本条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

また、この施設は公の施設として、常陸太田市重要な公の施設に関する条例に規定されておりますことから、本条例の廃止に合わせて、当該条例から削除するものでございます。

議案第13号は、以上でございます。

続きまして、議案書の76ページをお開き願います。

議案第14号は、市道0139号線工事等委託契約の一部変更についてでございます。

本年1月14日に茨城県と仮変更契約を行いました市道0139号線工事等委託契約について、下記のとおり委託契約の一部を変更するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

委託契約の内容でございますが、2の委託場所は、常陸太田市幡町から日立市金沢町地内、3の契約の方法は、随意契約、4の当初契約額は、7億1,300万円、5の変更契約額は、3億6,700万円、6の増減額は、3億4,600万円の減額、7の契約の相手方は、茨城県知事大井川和彦、8の変更の理由は、昨年6月28日に茨城県と契約した市道0139号線工事等委託契約について、契約内容に変更が生じたため契約内容の一部を変更するものでございます。

恐れ入りますが、次の77ページをお開き願います。

A3横長の資料でございます。全体計画の平面図でございます。

まず、今年度は、高貫町、亀作町地内におきまして、青色で表記してございます2か所、延長約700メートルの道路改良工事、さらには、5号橋及び2号跨道橋の下部工を予定しておりましたが、工事の準備に時間を要したため赤色で表記しましたとおり、高貫町地内1か所、延長130メートルの道路改良工事及び亀作町地内の5号橋下部工の施工に変更となりますことから、今回委託契約を一部変更するものでございます。

議案第14号は、以上でございます。

続きまして、議案書78ページをお開き願います。

まず、初めに、この議案の説明に当たりまして、議員の皆様にご了承いただきたい件について申し上げます。この議案第15号から98ページになります議案第17号までの3議案につきましては、市道路線の廃止、変更、認定に関する議案となります。本来でありますれば、ご審議いただきます市道路線の位置等につきましては、図面に基づいてご説明させていただくところでございますが、位置図と路線図につきましては、共有資料といたしまして別途配付させていただいておりますので、本日の説明は、議案書による説明とさせていただきます。市道路線の位置等につきましては、後ほどご確認いただきたく存じます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案についてご説明いたします。

議案第15号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。

提案理由ですが、現在、認定しております市道において、形式上、認定基準を満たしてはいる

ものの、一般の交通の用に供していない道路、もしくは、調査の結果、道路の現況がない路線と道路の改良整備に伴う市道路線の整理を行う路線について、「道路法」第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

79ページをお開き願います。

今回廃止を予定しております市道路線の一覧表でございます。一覧表は95ページまでございます。

今回、廃止予定の路線は、合計で234路線でございます。そのうち、79ページ上段の市道1018号線から、95ページの下から3行目、市道里8-9108号線までの232路線につきましては、現地確認の結果、墓地や山林への連絡路や農地等への作業用道路、その他、限定的な利用状況で一般の交通の用に供していない道路であることを確認しております。また、市道路線としての廃止後は、法定外道路として市が管理していくことにつきまして、地元への説明を行った上で、「道路法」の適用から除外するため、市道路線の廃止を行うものでございます。

さらに、95ページの下段、市道5425号線と市道金2B987号線の2路線につきましては、道路の改良整備に伴い市道路線を整理するため、今回廃止を行うものでございます。

なお、今回提案いたします市道路線の廃止によりまして、道路の最小幅員2メートル以下の利用がない路線等については、廃止が完了いたします。来年度につきましては、調査対象となる道路最小幅員を2.5メートル以下に引き上げての調査を予定しております。

議案第15号は、以上でございます。

続きまして、96ページをお開き願います。

議案第16号は、常陸太田市道路線の変更についてでございます。

提案理由ですが、現況市道の見直し及び道路の改良整備による市道路線の整理を行うため、「道路法」第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、97ページをお開き願います。

今回変更いたします路線は、ご覧の2路線でございます。

初めに、市道4184号線につきましては、市道の拡幅工事をいたしました部分を新たに市道4482号線として認定いたしますことから、市道4184号線の一部廃止による変更とするものでございます。

次に、市道6175号線につきましては、現地確認の結果、農地への通行のための作業道的な利用状況であり、一般の交通の用に供していないことから、市道6175号線の一部廃止による変更とするものでございます。

議案第16号は、以上でございます。

続きまして、98ページをお開き願います。

議案第17号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。

提案理由ですが、道路の整備に伴い市道路線として認定するため、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、次の99ページをお開き願います。



今回認定いたします路線は、ご覧の２路線でございます。

初めに、市道４４８２号線につきましては、先ほどの議案第１６号において市道路線の変更に  
ついてご説明申し上げました市道４１８４号線の一部を変更することに伴い、道路の拡幅工事が  
完了した部分を含めて、新たに市道路線として認定するものでございます。

次に、市道里８－６２８１号線につきましては、市民の生活道路として利用するため、新たに  
市道路線として認定するものでございます。

議案第１７号は、以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第４ 議案第１８号ないし議案第２２号

○川又照雄議長 次、日程第４，議案第１８号令和３年度常陸太田市一般会計補正予算（第１３号）について、議案第１９号令和３年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第２０号令和３年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第２１号令和３年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第２号）について、議案第２２号令和３年度常陸太田市下水道会計等会計補正予算（第２号）について、以上５件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和４年第２回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

１枚おめくり願います。

議案第１８号は、令和３年度常陸太田市一般会計補正予算（第１３号）でございます。

１ページをお開き願います。

第１条で歳入歳出予算の総額から、それぞれ７億５,３９０万６,０００円を減額し、総額を２億８,６２２万円とするものでございます。第２条で繰越明許費の設定、第３条で債務負担行為の補正、第４条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、１２ページをお開き願います。

歳入でございます。

２段目の１１款１項１目地方交付税の補正につきましては、国の補正予算において、国税収入が追加補正されるとともに地方交付税が増額され、普通交付税の再算定が行われたことに伴いまして、本市への追加交付分として４億１,１８５万９,０００円を追加するものでございます。

３段目の１４款１項５目商工使用料の補正につきましては、竜神大吊橋使用料について、渡橋者数が当初見込みより１２万１,８００人ほど減少する見込みとなりますことから、今回３,２３９万円を減額するものでございます。

4 段目の 1 5 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします 3 回目となるコロナワクチン追加接種費の財源といたしまして、5 9 0 万 8, 0 0 0 円を追加するものでございます。

最下段の同款 2 項 1 目総務費国庫補助金のうち、2 節戸籍住民基本台帳管理費補助金の右側、説明の欄 2 行目、住民記録システム改修費補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします住民記録システム改修費の財源といたしまして 9 6 万 8, 0 0 0 円を追加するものでございます。

1 3 ページをご覧ください。

上段の同款同項 3 目衛生費国庫補助金の右側、説明の欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の補正につきましては、同ワクチン接種事業における会計年度任用職員報酬や職員時間外勤務手当等の充当事業費の確定に伴いまして、今回 4 6 8 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございます。

同款同項 4 目土木費国庫補助金の補正につきましては、それぞれ補助額の確定によりまして、合わせまして 1 億 2 4 9 万 6, 0 0 0 円を減額するものでございます。

同款同項 6 目教育費国庫補助金の補正につきましては、本市が要望しておりました誉田小学校及び峰山中学校の照明の L E D 化の補助について、本年 2 月 1 6 日付で国から内示がありましたことに伴い、合わせまして 2, 8 8 0 万 2, 0 0 0 円を追加するものでございます。

1 4 ページをお開き願います。

上段の 1 6 款 2 項 3 目衛生費県補助金の補正につきましては、時間外・休日におけます新型コロナワクチン接種集団会場への医療従事者派遣補助金の確定に伴いまして、7 7 6 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。

同款同項 9 目原子力広報・対策費県補助金の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして、本年の 1 月 2 9 日に実施を予定しておりました令和 3 年度原子力災害広域避難訓練を中止したことに伴い、3 7 1 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。

1 5 ページをご覧ください。

3 段目の 1 9 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金の補正でございますが、市道及び橋梁整備や民間保育施設への施設型給付費等の事業費確定などにより歳出予算が減額となりましたことから、8 6 2 万 6, 0 0 0 円を減額するものでございます。

同款同項 2 目減債基金繰入金の補正につきましては、今年度当初予算において、公債費の財源として減債基金を活用したところでございますが、財政調整基金と同様に各事業費の確定などにより歳出予算が減額となりましたことから、6 億 9, 9 5 6 万 8, 0 0 0 円を減額とするものでございます。

なお、今回の減額補正によりまして、令和 3 年度一般会計予算の当初編成時に計上いたしました財政調整基金及び減債基金からの繰入れにつきましては、結果としてゼロとなります。

続きまして、同款同項 3 目まちづくり振興基金繰入金の補正につきましては、当該基金を活用して実施する新市街地開発促進事業や新体育館整備事業における事業費の確定に伴い、7, 9 9 3

万6,000円を減額するものでございます。

16ページをお開き願います。

上段の21款4項3目3節雑入のうち、右側説明の欄2行目、茨城北農業共済事務組合業務引当金分配金の補正につきましては、同組合の解散に伴いまして、業務引当金分配金として1億6,099万4,000円を追加するものでございます。

下段の22款1項2目衛生債の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします上下水道部が行う安全対策事業費への一般会計出資金額が確定したことに伴いまして、1,300万円を減額するものでございます。

同款同項7目過疎対策事業債でございますが、右側説明の欄2行目、林道整備事業債の補正につきましては、奥久慈グリーンライン林道整備事業費の確定によりまして、1,680万円を減額するものでございます。

同款同項8目合併特例事業債の補正につきましては、新宿天神林線及び市道0139号線整備事業費の確定に伴い、合わせまして2億4,640万円を減額するものでございます。

同款同項10目教育債の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします誉田小学校及び峰山中学校における照明のLED化事業の財源といたしまして、合わせまして5,650万円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、17ページからは歳出でございますが、今回の補正につきましては、国補助の採択や年度末を迎え各事業費の確定、または契約差金などが補正の主な要因となっておりますので、大きく増減するものを中心にご説明をさせていただきます。

まず、18ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。下段の3目財政管理費の24節積立金の補正につきましては、各事業費の確定などにより、歳出予算が減額となったこと及び再算定により普通交付税が追加交付されたことに伴いまして、財政調整基金積立金として2億4,738万2,000円、減債基金積立金として1億9,499万円、合わせまして4億4,237万2,000円を追加するものでございます。

21ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、同じく2款1項総務管理費でございます。13目地域振興費の補正につきましては、地域おこし協力隊員の採用が当初より減少となりましたことから、各費目合わせまして1,294万8,000円を減額するものでございます。

同款同項14目交通対策費18節負担金、補助及び交付金のうち、恐れ入りますが、22ページをお開きいただき、右側説明の欄、上から5行目になります路線バス支援金の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に伴いまして、減収が著しい幹線路線バス事業者を対象として支援金を支給するため、1,000万円を追加するものでございます。

同款同項15目諸費18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄の助成金の補正につきましては、新婚家庭家賃助成や民間賃貸住宅建築助成などの定住促進助成件数が当初見込みよ

り減少の見込みとなりますことから、合わせまして2,857万9,000円を減額するものでございます。

23ページをご覧ください。

上段の22節償還金、利子及び割引料の補正につきましては、子ども子育て支援事業及び国民健康保険基盤安定負担金の過年度事業費の確定に伴いまして、国及び県支出金の精算返還金として、合わせまして3,437万円を追加するものでございます。

下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料のうち、右側説明の欄の1行目、住民記録システム改修委託料の補正につきましては、現在、転出入の手続について、転出、転入するそれぞれの市町村窓口での手続が必要となっておりございますが、今後、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルからオンラインで転出の手続をすることで、窓口での手続は転入する市町村窓口での手続のみで完了する制度改正が行われることに伴いまして、住民記録システムを改修する費用として96万8,000円を追加するものでございます。

少し飛びまして、27ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、3款1項1目社会福祉総務費でございます。

19節扶助費の補正につきましては、国の住居確保給付金支給事業につきまして、当初の見込みよりも申請者が増えたことに伴いまして14万7,000円を追加するものでございます。

同じく、27節繰出金の補正につきましては、国民健康保険特別会計における本年度の保険基盤安定繰出金等の確定に伴い、一般会計からの繰出金として244万6,000円を追加するものでございます。

同款同項2目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、助成金の項1行目、高齢者住宅リフォーム助成事業費の補正につきましては、同助成金の申請が当初見込みよりも増えたことに伴いまして58万5,000円を追加するものでございます。

29ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、3款2項児童福祉費でございます。

3目児童措置費18節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄、補助金の項の2行目になります民間放課後児童クラブ事業費の補正につきましては、国において放課後児童支援員等の処遇改善を実施することに伴いまして、民間放課後児童クラブへの補助金といたしまして14万3,000円を追加するものでございます。

31ページをお開き願います。31ページでございます。

款項目の記載はございませんが、4款1項2目予防費でございます。

11節役務費のうち、右側説明の欄の5行目になります国保連合会ワクチン接種支払手数料及び12節委託料のうち、右側説明の欄の4行目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料の補正につきましては、ワクチン接種の1回目及び2回目の接種率が当初見込みよりも向上したこと、及び3回目となる追加接種を前倒して実施することに伴いまして、合わせまして1,435万2,000円を追加するものでございます。

同款同項6目環境衛生費23節投資及び出資金の補正につきましては、上下水道部が行う安全

対策事業費の確定に伴いまして、一般会計からの出資金 1,300 万円を減額するものでございます。

同じく 24 節積立金の補正につきましては、本年度、市内の風力発電事業者からいただきました寄附金について、本定例会に条例案を提出しております、新規に設置を予定しておりますカーボンニュートラル推進基金へ積み立て、今後の事業財源として活用するため 100 万円を追加するものでございます。

32 ページをお開き願います。

中段の 4 款 2 項 2 目塵芥処理費のうち 10 節需用費の補正につきましては、電力会社の変更により、清掃センター等の電気料金が安価となったことに伴いまして、2,000 万円を減額するものでございます。

33 ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、5 款 1 項農業費でございます。

3 目農業振興費 12 節委託料の補正につきましては、道の駅ひたちおおたの指定管理料について 398 万円を追加するものでございます。

増額の理由でございますが、今年度より組織体制強化を目的に市の職員 2 名を派遣いたしまして、その人件費相当額を積算したところでございますが、当初予算の計上時におきましては、市の職員の標準的給与額により積算しておりましたことから、今回、実派遣職員との差額分を調整すること及び当初予算計上時には積算してございませでした指定管理料に係る消費税額相当額分を合わせて追加することによるものでございます。

34 ページをお開き願います。

上段は、款項の記載はございませんが、5 款 1 項農業費でございます。

6 目農業振興農家対策費の補正につきましては、国が進める農業委員会による農地利用の最適化の推進事業におきまして、農地の利用状況調査などを効率的に行うことを目的にタブレット端末を整備することに伴いまして、その備品購入費として 80 万円を追加するものでございます。

下段の 5 款 2 項 2 目林業振興費のうち、12 節委託料、右側説明の欄の 1 行目、森林整備意向調査等委託料の補正につきましては、調査方法を見直したことなどに伴いまして 1,645 万円を減額するものでございます。

同じく、右側説明の欄 2 行目、森林整備委託料の補正につきましては、令和 2 年度に実施をいたしました森林整備意向調査の集約に時間を要しまして、本年度実施予定の森林整備を見送ったことなどに伴いまして、2,032 万 5,000 円を減額するものでございます。

35 ページをご覧ください。

上段の 24 節積立金の補正につきましては、歳出予算の減額補正により当該基金の充当事業費が減額となりましたことから、2,473 万 4,000 円を基金へ積み立てるものでございます。

同款同項 3 目林業施設費のうち、18 節負担金、補助及び交付金の補正につきましては、県が行う奥久慈グリーンライン林道整備事業において、工事内容が見直されたことに伴いまして、本市負担金 1,680 万円を減額するものでございます。

37ページをお開き願います。

上段の7款1項1目土木総務費のうち、18節負担金、補助及び交付金の補正につきましては、県が実施いたします急傾斜地崩落防止工事費が追加となったことに伴いまして、本市負担金として640万円を追加するものでございます。

下段の7款2項3目道路新設改良費のうち、12節委託料の補正につきましては、市道0139号線整備事業費の確定に伴い、3億4,600万円を減額するものでございます。

少し飛びまして、40ページをお開き願います。40ページでございます。

款項の記載はございませんが、8款1項消防費でございます。

5目災害対策費12節委託料のうち、右側説明の欄、中段の原子力防災訓練運営支援業務委託料及び13節使用料及び賃借料の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、本年1月29日に予定しておりました令和3年度原子力災害広域避難訓練を中止したことに伴いまして、合わせまして371万5,000円を減額するものでございます。

42ページをお開き願います。

9款2項1目小学校の学校管理費のうち、12節委託料の中段、測量調査設計委託料及び14節工事請負費並びに次の43ページになります同款3項1目中学校の学校管理費のうち、12節委託料、4行目、測量調査設計委託料及び14節工事請負費の補正につきましては、誉田小学校及び峰山中学校における校舎及び体育館の照明のLED化事業に係る費用といたしまして、合わせまして8,555万2,000円を追加するものでございます。

少し飛びまして、47ページをお開き願います。47ページでございます。

上段は、款項の記載はございませんが、9款5項社会教育費でございます。

8目社会教育施設費のうち、14節工事請負費の補正につきましては、歴史民俗伝承館解体費の確定に伴い1,950万3,000円を減額するものでございます。

49ページをお開き願います。

上段は、款項の記載はございませんが、9款6項保健体育費でございます。

4目体育施設費のうち、12節委託料の右側説明の欄の3行目、測量調査設計委託料及び5行目、設計委託料並びに6行目の地質調査委託料の補正につきましては、新体育館整備事業費の確定に伴い、合わせまして2,610万1,000円を減額するものでございます。

下段の11款公債費の補正につきましては、借入額及び借入利率の確定によりまして、1,174万9,000円を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。6ページでございます。

第2表は繰越明許費でございます。関係機関等との調整に日時を要したもの、国補助の採択に伴いまして新年度事業として実施するものなど、1行目の番号制度導入事業から7ページの最終行、新体育館整備事業までの合計19の事業をそれぞれの金額の範囲において、翌年度へ繰り越すものでございます。

8ページをお開き願います。

第3表は債務負担行為補正でございます。1の変更でございますが、令和3年度一般会計補正予算（第4号）において追加をいたしました認定こども園通園バス運行業務につきまして、市地域公共交通再編実施計画の見直し予定時期との整合性を図るため、その期間を5年間から3年間に変更するものでございます。

9ページをご覧ください。

第4表は地方債補正でございます。1の追加につきましては、小中学校における照明のLED化事業の財源とするため、ご覧の2事業を追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。2の変更でございますが、市債対象事業費の確定によりまして、限度額合計を左側の19億9,670万円から右側の17億1,200万円に減額するものでございます。

議案第18号は以上でございます。

続きまして、議案第19号になります。

議案第19号は、令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ471万3,000円を減額し、総額を53億3,750万2,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、国の負担金等々の確定により、1節保険基盤安定繰入金178万8,000円、4節財政安定化支援事業繰入金105万8,000円を増額し、歳出予算の減額補正により、2節職員給与費等繰入金40万円を減額するものでございます。

2段目の6款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出予算調整による減額でございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の1款2項2目賦課徴収費の補正のうち、10節需用費及び11節役務費につきましては、納税通知書送付時に同封するパンフレットの軽量化に伴い、合わせまして60万円を、12節委託料につきましては、入札差金により40万円を減額するものでございます。

2段目の5款2項1目特定健康診査等事業費の補正につきましては、集団健診について新型コロナウイルス感染症の影響などにより、受診者が見込みよりも少ないことから400万円を減額するものでございます。

最下段の7款2項1目一般会計繰出金の補正につきましては、一般会計からの繰入金でござい

ます保険基盤安定繰入金について、過年度返還金が生じたことによる繰出金でございます。

議案第19号は、以上でございます。

続きまして、議案第20号でございます。

議案第20号は、令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,646万8,000円を減額し、総額を61億6,576万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の3款国庫支出金から最下段の5款県支出金までの補正につきましては、介護給付費及び介護予防に係る地域支援事業費の減額に伴い、合わせまして6,217万4,000円を減額するものでございます。

7ページをご覧ください。

1段目の6款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、支払準備基金利子の確定により6万円を増額するものでございます。

2段目の7款1項一般会計繰入金の補正につきましては、介護給付費、地域支援事業費、会計年度任用職員報酬等の減少に伴い、合わせまして2,435万4,000円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1段目の1款1項1目一般管理費の補正につきましては、会計年度任用職員の人件費確定に伴い、合わせまして53万6,000円を減額するものでございます。

2段目の1款3項介護認定審査会費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、審査委員を対象とした県主催の研修会がオンライン方式に変更されたこと、介護認定期間の延長措置により訪問調査件数や審査件数が減少したこと、また、当初予定しておりました訪問調査員が2名欠員となりましたことなどから、合わせまして1,162万9,000円を減額するものでございます。

最下段の2款1項3目地域密着型介護サービス費の補正につきましては、住み慣れた地域で受けることができる地域密着型介護サービスの利用者が減少したことにより、5,848万円を減額するものでございます。

9ページをご覧ください。

1段目の2款6項1目特定入所者介護サービス費の補正につきましては、介護老人福祉施設などの施設入居者で、低所得の方に対し住居費と食費を軽減するサービスについて、在宅で暮らす方との公平性を図るため、昨年、利用者負担額を見直す制度改正が行われまして、同年8月1日



から実施されたことによりまして、2,980万3,000円を減額するものでございます。

2段目の4款1項2目包括的支援事業費の補正でございますが、1節報酬から4節共済費までにつきましては、会計年度任用職員の人件費確定によるもの、12節委託料につきましては、地域包括支援センター運営委託料の減額によるものでございまして、合わせまして571万9,000円を減額するものでございます。

3段目の4款2項2目一般介護予防事業費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、スクエアステップ運動事業の一部を中止したことに伴う減額でございます。

最下段の6款基金積立金の補正につきましては、今回の補正に伴いまして、2,011万4,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

議案第20号は以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○川又照雄議長** 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

**○畠山卓也上下水道部長** 議案第21号及び議案第22号について、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書の議案第21号のページをお開き願います。

議案第21号は、令和3年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、瑞竜浄水場送水ポンプ設備更新工事の令和4年度限度額につきまして、2億4,439万8,000円から2億9,493万5,000円に変更するものでございます。

瑞竜浄水場送水ポンプ設備更新工事につきましては、令和3年度から令和4年度の2か年事業で実施をしておりますが、令和3年度において、新型コロナウイルス感染拡大などの影響によりまして、半導体や樹脂の部材不足が発生し、送水ポンプの制御盤及び動力盤の製作に必要な変圧器などの部品の長納期化が拡大しておりまして、送水ポンプの制御盤及び動力盤の納品ができないう状況となり、全体事業費のうち、令和3年度の工事出来高が当初見込みより減額となりましたため、令和4年度の限度額を増額変更させていただくものでございます。

なお、2ページに債務負担行為に関する調書がございますので、後ほどご覧おきます。

議案第21号は、以上でございます。

続きまして、議案第22号は、令和3年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量の補正でございますが、（3）の主要な建設改良事業につきまして、1,495万2,000円を補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。支出でございますが、第1款第2項の営業外費用について430万円を追加するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましてはご覧のとおりでございます。収入の第1款第4項補助金を4,300万円追加し、支出の第1款第1項建設改良費を1,495万2,000円追加するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款2項2目1節その他支出の補正につきましては、今回の資本的支出における建設改良費の補正の財源となります国庫補助金に係る消費税相当額といたしまして430万円を追加するものでございます。

12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款4項1目1節の国庫補助金の補正につきましては、支出予算の補正の財源といたしまして、防災安全社会資本整備交付金を4,300万円追加するものでございます。

次に、支出でございます。

1款1項1目2節の工事費の補正につきましては、国の第1次補正に伴いまして、国庫補助金の追加交付が見込めることとなりまして、国や県から補助対象事業の追加実施の要請がありましたため、現在整備を進めております東部土地地区画整理事業に伴う下水道整備について、令和4年度に予定しておりました雨水幹線の水路工事及び転落防止柵設置工事の一部を前倒しで実施することとし、1,495万2,000円を追加するものでございます。

なお、2ページから10ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第21号及び議案第22号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時00分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第5 議案第23号ないし議案第30号

○川又照雄議長 日程第5、議案第23号令和4年度常陸太田市一般会計予算について、議案第24号令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第25号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号令和4年度常陸太田市介護保険特別

会計予算について、議案第27号令和4年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第28号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、議案第29号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について、議案第30号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

令和4年度常陸太田市予算書をご覧ください。

表紙をお開き願います。

1ページは、令和4年度会計別予算総括表でございます。

私からは、1段目の一般会計から4段目の介護保険特別会計までの4会計についてご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきます。

議案第23号は、令和4年度常陸太田市一般会計予算でございます。

3ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を247億7,000万円とするものでございます。第2条で継続費を、第3条で債務負担行為を、第4条は地方債を、第5条で一時借入金の借入れの最高額を20億円とし、第6条は歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、17ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の1款1項1目市民税個人につきましては、令和3年度予算額と比較いたしまして、1億4,110万1,000円増となる22億2,272万4,000円を計上いたしました。これは令和3年度の調定見込額及び地方財政計画における伸びを勘案したものでございます。

下段の同款2項1目固定資産税につきましては、令和3年度予算額並みとなる19億6,104万8,000円を計上いたしました。

20ページをお開き願います。

2段目の2款地方譲与税から、21ページになります。下から2段目の10款1項1目地方特例交付金までの各種交付金につきましては、地方財政計画における収入見込みや令和3年度の実績等を勘案いたしまして、合わせまして16億5,555万2,000円を計上いたしました。

最下段の10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は500万円を計上いたしました。こちらは、中小企業等が先端設備を導入した際の特例措置に対する減収補填措置として交付されるものでございます。

事業収入減に伴う固定資産税の特例措置は、令和3年度限りであるため、減収補填額も前年度と比較し減額となるものでございます。

22ページをお開き願います。

上段の１１款地方交付税につきましては、９１億９、４００万円を計上いたしました。地方財政計画における増額計上や令和３年度の交付実績を勘案いたしまして、右側説明の欄に記載のとおり、普通交付税は７８億７、８００万円を、特別交付税は１３億１、６００万円をそれぞれ見込んだものでございます。

２６ページをお開き願います。

上段は款項の記載はございませんが、１５款１項国庫負担金でございます。

２目衛生費国庫負担金１節保健衛生費負担金の右側説明の欄の２行目にございます新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金、及び下段の同款２項３目衛生費国庫補助金１節保健衛生費補助金の右側説明の欄の３行目にございます新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては、ワクチン接種事業費の財源といたしまして、合わせまして１億５、４３２万２、０００円を計上いたしました。

２７ページをご覧ください。

上段の同款同項４目土木費国庫補助金２節都市計画費補助金の右側説明の欄の２行目にございます都市構造再編集中支援事業補助金３億３、７８０万円のうち、２億５、０００万につきましては、東部地区土地区画整理事業地内における道路、調整池等の整備工事費の財源として計上いたしたところでございます。

３２ページをお開き願います。３２ページでございます。

最下段にございます１９款２項１目財政調整基金繰入金につきましては、令和３年度より３、８１９万４、０００円減の４億８、３４９万６、０００円を計上いたしました。

同款同項２目減債基金繰入金につきましては、７億１、４４６万９、０００円を計上いたしました。自然災害の発生時には、財政調整基金の活用が想定されますことから、この減債基金を公債費の財源として活用し、財政調整基金からの繰入額を抑制するため、前年度並みで計上したものでございます。

次の３３ページをご覧ください。

上段の同款同項７目里美地区学校建設基金繰入金につきましては、里美小中学校整備に係る公債費の財源としまして、４、３７０万６、０００円を計上いたしました。

同じく９目カーボンニュートラル推進基金繰入金につきましては、本定例会に基金設置条例案を提案させていただいております同基金から、カーボンニュートラル推進事業の財源といたしまして活用するため、１００万円を計上いたしました。

２段目の２０款繰越金でございますが、前年度と同額の２億５、０００万円を計上いたしました。続きまして、３６ページをお開き願います。３６ページでございます。

下段の２２款市債でございます。

４目消防債につきましては、右側説明の欄の１行目にございます防災行政無線同報系デジタル化事業債４億３、５３０万円、２行目のいばらき消防指令センターコンピュータ関連機器更新整備事業債２９０万円、合わせまして４億３、８２０万円を計上したところでございます。

同じく５目過疎対策事業債につきましては、本市過疎地域持続的発展計画に基づき実施いたし

ます事業の財源といたしまして、合わせまして３億１,２００万円を計上いたしました。

同じく６目合併特例事業債につきましては、右側説明の欄の道路橋梁整備事業債で市道０１３９号線整備事業を、３７ページの同じく右側説明の欄１行目の新市街地開発促進事業債で東部地区開発事業を行うほか、各事業の財源といたしまして、合わせまして６億５,５９０万円を計上したところでございます。

同じく７目臨時財政対策債につきましては、２億７,０００万円といたしました。令和３年度は、１０億円を見込んだところでございますが、実際の起債額は７億１,１６０万円の見込みとなること、また、令和４年度は、歳入における市税及び普通交付税の増額が見込まれますことから、令和３年度予算額と比較いたしまして、７億３,０００万円の減額としたところでございます。

市債全体といたしましては、最下段に記載のとおり、合計で１８億５５０万円を計上したところでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

４３ページをお開き願います。４３ページでございます。

款項目の記載はございませんが、２款１項１目一般管理費でございます。

１２節委託料、右側説明の欄中段のＡＩ議事録作成支援システム委託料及びＡＩ－ＯＣＲシステム委託料並びにＲＰＡシステム委託料につきましては、行政事務処理においてＡＩ等のデジタル技術を活用することにより、事務処理のスピードアップや正確性向上を図る費用といたしまして、合わせまして４３６万６,０００円を計上したところでございます。

４８ページをお開き願います。４８ページでございます。

款項目の記載はございませんが、２款１項５目財産管理費でございます。

１４節工事請負費、右側説明の欄の１行目にございます分庁舎Ｗｉ－Ｆｉ整備工事につきましては、市民の利便性の向上及び災害時における活用などを目的といたしまして、分庁舎にフリーＷｉ－Ｆｉ環境を整備する費用といたしまして２２万円を計上いたしました。

なお、本庁舎１階や各支所など、ほかの７施設につきましてもフリーＷｉ－Ｆｉ環境を来年度整備することとしており、予算額につきましては、それぞれの款項目においてご説明させていただきます。

それでは、少し飛びまして５２ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、２款１項９目情報通信管理費でございます。

１２節委託料、右側説明の欄の最下段にございます行政情報アプリ評価委託料につきましては、外部評価による支援を受けまして、効果的な行政アプリの運用及び活用方法の検討と事業者の選定を行う費用といたしまして、２９０万４,０００円を計上いたしました。

なお、この行政情報アプリの導入により、複数の行政情報を１つにまとめ、市民の利便性と情報伝達の効率性の向上を図ってまいります。

同じく１８節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄下から２行目にございますデジタルデバイス対策事業費につきましては、世代間におけるＩＣＴ活用能力の差異及び地理的条件等による

格差の解消を図るため、高齢者等を対象としたスマートフォン使い方講座の実施及びスマートフォンの購入費等への助成、並びに携帯電話の電波が弱い地域を対象とした小型基地局設置費用の助成に係る費用といたしまして、740万7,000円を計上したところでございます。

続きまして、54ページをお開き願います。54ページでございます。

款項目の記載はございませんが、2款1項11目市民活動費でございます。

12節委託料、右側説明の欄の1行目にございます空き家等調査委託料につきましては、空き家等の実態調査から得られました情報をデータベース化するとともに、地図情報と一元化することで、空家等対策業務の効率化を図る費用といたしまして、814万円を計上いたしました。

同じく14節工事請負費、右側説明の欄の2行目にございます山田地域交流センター建設工事及びその下の山田地域交流センター外構工事につきましては、同センターを建設する費用といたしまして、合わせまして7,342万5,000円を計上いたしました。

56ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。

14目交通対策費11節役務費、右側説明の欄3行目にございますA I 運行システム利用料、及び12節委託料、右側説明の欄1行目のA I 運行システム委託料、並びに17節備品購入費につきましては、市が運行を委託しております乗合タクシーにおいて、来年度、A I を活用した利用者向けアプリを導入することで、効率的に利用できるようにするための費用といたしまして、合わせまして496万円を計上いたしました。

1段お戻りいただき、12節委託料、右側説明の欄2行目にございます自動運転導入調査業務委託料、及び3行目にございますキックボード導入調査業務委託料につきましては、将来におけます市民の移動手段の確保を目的に、自動運転車両の運行及び電動キックボードの利用について実証実験を行う費用といたしまして、合わせまして4,989万6,000円を計上いたしました。

同じく18節負担金、補助及び交付金、次のページの右側説明の欄、助成金の項の1行目にございます路線バス利用学生通学定期費につきましては、路線バスを利用する学生の通学定期券購入助成金といたしまして、173万3,000円を計上したところでございます。

なお、令和4年度からは、助成の対象者といたしまして、県立太田一高の附属中学生も加えまして、制度を拡充してまいります。

58ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、2款1項15目諸費でございます。

12節委託料、右側説明の欄1行目にございます結婚推進事業委託料につきましては、出会いの場の創出と結婚に対する意識の向上を図るため、結婚セミナー及び出会いイベントの開催事業などを委託する費用といたしまして、973万4,000円を計上したところでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄、負担金の項の4行目にございますいばらき出会いサポートセンター、及び同じく右側説明の欄、下段のA I マッチングシステム利用負担金につきましては、成婚率の向上を図るため、県のいばらき出会いサポートセンターが運営いたしておりますA I マッチングシステムと連携する費用といたしまして、合わせまして216万

6,000円を計上したところでございます。

同じく右側説明の欄、助成金の項の1行目にございます新婚家庭家賃助成事業費から3行目の民間賃貸住宅建築助成費までにつきましては、引き続き、本市への定住を促進するため、合わせまして1億2,003万7,000円を計上いたしました。

なお、民間賃貸住宅建築助成費のうち、ネットゼロ・エネルギーハウスにつきましては、現在の建築費助成金に100万円を上乗せするとともに、事業者提案型事業費助成におきましては、省エネ化及びデジタル化の推進に対する提案の対象といたしまして、制度を拡充してまいります。

続きまして、62ページをお開き願います。62ページでございます。

上段は款項目の記載はございませんが、2款2項2目賦課徴収費でございます。

17節備品購入費、及び下段の2款3項1目戸籍住民台帳費の次のページの14節工事請負費、並びに17節備品購入費につきましては、市民の利便性の向上と現金収受による接触機会の低減を図るため、証明書発行の手数料支払いにおいてキャッシュレス決済サービスを導入する費用といたしまして、合わせまして2,293万円を計上いたしました。

また、このキャッシュレス決済サービスに係る無線LAN設備を活用いたしまして、本庁舎1階及び各支所におけるフリーWi-Fi環境を整備いたします。

恐れ入りますが、12節委託料にお戻りいただき、右側説明の欄、中段にございます戸籍電算システム改修委託料564万3,000円につきましては、令和元年度に「戸籍法の一部を改正する法律」が成立いたしまして、戸籍データを全国の自治体で利用可能となったことに伴いまして、マイナンバーカード等の身分証明書を提示することにより、本籍地以外でも戸籍の謄・抄本などの戸籍情報の取得が可能となるよう、戸籍情報システムを改修する費用として計上したところでございます。

少し飛びまして、80ページをお開き願います。80ページでございます。

款項の記載はございませんが、3款1項社会福祉費でございます。

8目社会福祉施設費11節役務費、右側説明の欄下から2行目にございますインターネット使用料、及び14節工事請負費、右側説明の欄、1行目にございます総合福祉会館設備改修工事80万3,000円のうち14万3,000円につきましては、市民の利便性の向上及び災害時における活用などを目的として、当該施設にフリーWi-Fi環境を整備する費用として、合わせまして32万4,000円を計上したところでございます。

83ページをお開き願います。

1段目は、款項目節の記載はございませんが、3款2項1目児童福祉費12節委託料でございます。

右側説明の欄の下から3行目にございます子育てモバイルシステム業務委託料につきましては、現在の子育てじょうづるメール、さらには子育て上手常陸太田アプリの2つの子育て支援ツールを1つのアプリケーションに統合するとともに、機能を拡大する費用といたしまして33万円を計上いたしました。

続きまして、少し飛びまして、90ページをお開き願います。90ページでございます。

下段の４款１項１目保健衛生総務費１節報酬１,２０４万６,０００円のうち４８５万円、及び７節報償費、並びに次のページの１７節備品購入費、最下段の施設備品購入費につきましては、フレイル対策に係る費用といたしまして、後期高齢者が通う場に派遣する医療専門職の人件費及び健康相談等の講師謝礼などの費用といたしまして、合わせまして４９６万５,０００円を計上したところでございます。

９２ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、４款１項保健衛生費でございます。

２目予防費１２節委託料の次のページの右側説明の欄の中段にございます新型コロナウイルスワクチン接種委託料につきましては、３回目となる追加接種及び未接種の方への１・２回目の接種並びに５歳から１１歳の方への接種費用といたしまして、１億４３４万円を計上したところでございます。

同じくコールセンター委託料につきましては、ワクチン接種を推進するに当たり、市民からの予約受付等を行うため、コールセンターを本年９月まで運営する費用といたしまして、３,４０７万７,０００円を計上したところでございます。

９５ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、４款１項保健衛生費でございます。

４目健康増進事業費１２節委託料につきましては、病気の予防及び早期発見を図るため、健康診断及び各種検診を実施する費用といたしまして、６,８４３万４,０００円を計上いたしました。

なお、令和４年度におきましては、受診率のさらなる向上を図るため、６５歳以上の方を対象といたしまして、大腸がん及び胃がんの検診料に係る自己負担金を無料化してまいります。

続きまして、９６ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、４款１項保健衛生費でございます。

６目環境衛生費７節報償費につきましては、カーボンニュートラル推進事業に取り組む市民、団体、企業等を表彰する費用といたしまして、９５万５,０００円を計上いたしました。市民等が地球温暖化防止に取り組む活動やカーボンニュートラルの実現に向けた企業の取組を表彰することにより、カーボンニュートラルへの意識啓発を図ってまいる事業でございます。

続きまして、９７ページをご覧ください。

同じく１８節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄の補助金の項の４行目にございます住宅用太陽光発電システム設置補助金から、下段のクリーンエネルギー自動車等購入補助金につきましては、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器及びクリーンエネルギー自動車等の普及を図ることを目的といたしまして、その購入費用の一部を補助するものとして、合わせまして２,４２６万４,０００円を計上いたしましたところでございます。

なお、クリーンエネルギーの自動車等購入補助金につきましては、さらなる普及を図るため、補助額を電気自動車については現在１台当たり１２万円の補助でございますが、これを２０万円に増額するとともに、電動ミニカーも補助対象として追加してまいります。

少し飛びまして、１０８ページをお開き願います。



款項目節の記載はございませんが、５款１項３目農業振興費の１８節負担金、補助及び交付金でございます。

地域農業を支える新たな担い手の育成を図るとともに、新規就農者等を支援するためといたしまして、右側説明の欄の補助金の項の８行目にございます農耕用免許取得事業費補助金として３６万円を、新規事業といたしまして、その４行下でございます新規就農者軽貨物車両購入費補助金といたしまして１００万円、さらに、その４行下でございます中古農機購入事業費補助金といたしまして１００万円、さらに、次の１０９ページの右側説明の欄、助成金の項の２行目にございます新規就農者家賃支援事業費助成金といたしまして７２万円、同じく最下段のＵＩＪターン就農の奨励金といたしまして２０万円をそれぞれ計上したところでございます。

続きまして、１１３ページをお開き願います。１１３ページでございます。

款項の記載はございませんが、５款２項林業費でございます。

２目林業振興費１２節委託料、右側説明の欄４行目にございます森林・林業・木材普及啓発事業委託料につきましては、令和３年度に引き続きまして、森林環境譲与税を財源といたしまして、市内小学校に市産材を使用いたしました学習機の天板を設置する費用といたしまして、１８１万９,０００円を計上したところでございます。

１１４ページをお開き願います。

１段目は、款項目節の記載はございませんが、５款２項２目林業振興費１８節負担金、補助及び交付金でございます。

右側説明の欄、補助金の項の１行目にございます高性能林業機械導入事業費につきましては、意欲と能力のある林業経営体を育成するため、高性能林業機械導入に係る補助金といたしまして、１,０００万円を計上したものでございます。

同じく右側説明の欄、下段の助成金の項にございます木造住宅等建築助成事業費につきましては、市産材の積極的利用を促進するため、市産材を利用した木造住宅の建設費用に対する助成金といたしまして、６００万円を計上したものでございます。

なお、令和４年度は、助成額を１棟当たり現在３０万円としているところから６０万円に増額いたしまして、さらなる利用の推進を図ってまいります。

３目林業施設費１２節委託料、右側説明の欄４行目、林道茅根線設計委託料、及び１４節工事請負費、右側説明の欄１行目にございます林道開設改良舗装工事につきましては、林道茅根線を整備する費用といたしまして、合わせまして４,０４３万６,０００円を計上したものでございます。

同じく次のページの１８節負担金、補助及び交付金３,０００万円につきましては、県が実施いたします奥久慈グリーンライン林道整備費用の本市負担金として計上したものでございます。

１１６ページをお開き願います。１１６ページでございます。

款項の記載はございませんが、６款１項商工費でございます。

２目商工振興費１２節委託料、右側説明の欄２行目にございます企業紹介用パンフレット作成委託料につきましては、各企業の魅力を広くＰＲし、就職支援や職場定着につなげていくことを目的とした常陸太田市企業ガイドブックを作成する費用として４２０万７,０００円を計上した

ところでございます。

なお、令和4年度は、冊子に加えまして、スマートフォンやパソコンでも閲覧できますよう、ウェブサイトを作成してまいります。

同節委託料の次のページ、右側説明の欄、1行目にごございます産業活性化コーディネート業務委託料につきましては、市内商工業の売上げ増加及び経営担い手の育成、並びに空き店舗の活用を図り、市内商工業の振興に資するため、産業活性化コーディネーターを配置し、市内事業者間の交流など、企業の活性化を支援する費用といたしまして380万円を計上したところでございます。

同じく3行目の官民連携施設事業化推進業務委託料につきましては、東部地区開発事業用地に市内事業者の出店を促すとともに、市民ニーズの高い業種の誘致を進めるための調査検討に係る費用といたしまして500万円を計上したところでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄、補助金の項の1行目にごございますプレミアム付商品券事業費につきましては、市単独のプレミアム付商品券事業を市商工会へ補助するものとして、4,100万円を計上いたしました。

同じく補助金の項の7行目にごございます中小企業ビジネスチャレンジ応援事業費につきましては、中小企業が実施する販路拡大、技能訓練、経営革新の取組を支援することにより、市内中小企業の強化、育成を図る費用といたしまして430万円を計上したところでございます。

なお、令和4年度は、コロナ禍において企業が取り組む新しい生活様式の実践に係る経費及びデジタルトランスフォーメーション促進に係る経費を補助の対象に加え、制度を拡充してまいります。

120ページをお開き願います。120ページでございます。

款項目節の記載はございませんが、6款1項4目観光費12節委託料でございます。

右側説明の欄の4行目にごございます茨城デスティネーションキャンペーン推進業務委託料につきましては、令和5年秋に県が実施いたします茨城デスティネーションキャンペーンと連携した誘客促進及び情報発信を行う費用として77万5,000円を計上いたしました。

同じく右側説明の欄の6行目にごございます竜神峡アクティビティ推進業務委託料につきましては、竜神峡における新たなアクティビティの造成費用といたしまして100万円を計上したところでございます。

124ページをお開き願います。124ページでございます。

款項目の記載はございませんが、7款1項1目土木総務費でございます。

18節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄、下から3行目にごございます県急傾斜地帯対策事業費240万円につきましては、県が実施いたします棚谷町地内における急傾斜地崩落防止施設設置費用の本市負担金として計上したものでございます。

127ページをお開き願います。127ページでございます。

款項の記載はございませんが、7款2項道路橋梁費でございます。

3目道路新設改良費12節委託料、右側説明の欄、1行目にごございます市道0139号線整備

委託料１億 6,300 万円、及び２行目にございます測量調査設計委託料１億 2,205 万 4,000 円のうち 7,050 万 8,000 円、並びに 16 節公有財産購入費 4,808 万 6,000 円のうち、3,821 万 8,000 円につきましては、市道 0139 号線整備に係る費用といたしまして、合わせまして 2 億 7,172 万 6,000 円を計上したところでございます。

２段お戻りいただきまして、同じく 14 節の工事請負費、右側説明の欄、１行目にございます道路新設改良舗装工事につきましては、新宿天神林線、和田岩手線、吹上戸屋下線などの市道 15 路線に係る整備費用といたしまして、合計で 4 億 9,017 万 3,000 円を計上したところでございます。

128 ページをお開き願います。

上段は款項の記載はございませんが、同じく 7 款 2 項道路橋梁費でございます。

４目道路橋梁維持費 14 節工事請負費、右側説明の欄、１行目にございます橋梁長寿命化補修工事につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修費用といたしまして、8,200 万円を計上したところでございます。

129 ページをご覧願います。

上段は款項の記載はございませんが、7 款 3 項河川費でございます。

２目河川維持費 12 節委託料につきましては、大雨により河川の水位が上昇し、内水の水はけが悪くなることで発生いたします内水被害を防止するため、市内全域における内水特性や内水被害を調査いたしまして、内水対策計画を策定する費用といたしまして 808 万 5,000 円を計上したところでございます。

同じく 17 節備品購入費につきましては、内水被害を防止するため、排水ポンプ車を 1 台購入する費用といたしまして 5,500 万円を計上したところでございます。

130 ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、7 款 4 項 1 目都市計画総務費でございます。

14 節工事請負費、右側説明の欄 1 行目にございます、道路新設改良舗装工事から 4 行目の排水路工事までにつきましては、東部土地区画整理事業地内の道路・調整池等の公的部分の整備費用として、合わせまして 5 億 4,300 万円を計上いたしました。

同じく次のページの 18 節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄、負担金の項の 2 行目にございます公共施設管理者負担金につきましては、区画整理事業地内の道路用地を土地区画整理組合から取得するため、1,003 万 9,000 円を計上したところでございます。

134 ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、7 款 6 項 1 目住宅管理費でございます。

14 節工事請負費、右側説明の欄 2 行目にございます市営住宅解体工事につきましては、市公共施設等再配置計画に基づきまして、用途廃止の対象となる市営住宅 14 棟 24 戸の解体費用といたしまして 3,601 万 9,000 円を計上いたしました。

また、同じく 21 節補償、補填及び賠償金につきましては、入居者の移転補償費として 140 万 8,000 円を計上したところでございます。

140ページをお開き願います。140ページでございます。

款項目の記載はございませんが、8款1項3目消防施設費でございます。

14節工事請負費、右側説明の欄、3行目にございます消防器具置場等解体工事につきましては、市の公共施設等再配置計画に基づき、消防団が使用していました機械器具置場の解体費用といたしまして621万5,000円を計上いたしました。

続きまして、141ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、8款1項5目災害対策費でございます。

12節委託料、右側説明の欄4行目にございます原子力防災訓練運営支援業務委託料につきましては、市の原子力災害広域避難計画の実効性を高めるため、住民参加による広域避難訓練の実施を、及びその結果の検証を行う費用といたしまして797万5,000円を計上いたしました。

同じく右側説明の欄、下から5行目にございます広域農道のり面对策調査委託料につきましては、災害の発生予防及び拡大防止を目的とした道路のり面对策を実施するに当たり、測量調査を行う費用といたしまして5,379万円を計上いたしました。

142ページをお開き願います。

上段は款項目の記載はございませんが、8款1項5目災害対策費でございます。

14節工事請負費、右側説明の欄1行目にございます防災行政無線システム整備工事につきましては、4億3,008万9,000円を計上いたしました。令和4年度は、屋外拡声子局のデジタル化工事及び戸別受信機の整備などを行います。

144ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款1項2目事務局費でございます。

14節工事請負費につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、用途廃止しました旧水府幼稚園の解体費用として2,019万8,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、155ページをお開き願います。155ページでございます。

款項目の記載はございませんが、9款4項1目幼稚園管理費でございます。

12節委託料、右側説明の欄、6行目にございます解体設計委託料につきましては、令和4年度末で用途廃止することとしております世矢幼稚園の解体設計費用といたしまして242万円を計上いたしました。

また、その下の設計委託料につきましては、同幼稚園敷地ののり面崩落防止対策の設計委託料といたしまして225万5,000円を計上したところでございます。

156ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款4項1目幼稚園管理費でございます。

14節工事請負費につきましては、金砂郷中学校区の小学校統合に伴いまして、久米幼稚園施設を放課後児童クラブの教室として使用することに伴いまして、そのトイレを改修する費用といたしまして963万6,000円を計上いたしました。

158ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款5項1目社会教育総務費でございます。

14節工事請負費、右側説明の欄3行目にございます高倉交流センター解体工事につきましては、市の公共施設等再配置計画に基づき、用途廃止しました同センターの解体工事費用といたしまして1億202万5,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、164ページをお開き願います。164ページでございます。

款項目の記載はございませんが、9款6項6目図書館費でございます。

12節委託料、右側説明の欄の中段にございます図書館管理システム・電子図書館システム連携業務委託料、及び13節の使用料及び賃借料、右側説明の欄の次のページの1行目にございます電子書籍サービス使用料、並びに14節工事請負費につきましては、インターネット経由で電子書籍を紙の本と同じように検索・貸出・返却・閲覧できる電子図書館サービスを来年度導入する費用といたしまして、合わせまして580万3,000円を計上いたしました。

また、この電子図書館サービスに係る設備を活用いたしまして、図書館におけるフリーWi-Fi環境を整備してまいります。

少し飛びまして、174ページをお開き願います。174ページでございます。

款項目の記載はございませんが、9款6項4目体育施設費でございます。

12節委託料、右側説明の欄、中段の測量調査設計委託料につきましては、水府地区の市民が健康づくりやスポーツを気軽に楽しめる場といたしまして、町田運動公園をリニューアルする費用といたしまして2,327万6,000円を計上いたしました。

同じく2行下にございます新体育館実施設計委託料等7,328万6,000円のうち6,280万3,000円、及び次のページの14節工事請負費、右側説明の欄の1行目にございます山吹運動公園市民体育館解体工事につきましては、市のスポーツ施設整備計画に基づき、市民体育館更新に係る費用といたしまして、合わせまして1億8,259万3,000円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、予算書の10ページにお戻り願います。10ページでございます。

10ページの第2表は継続費でございます。

継続費につきましては、事業の履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び各年割額を定め、予算として議決を経るもので「地方自治法」第212条に規定されるものでございます。継続費を設定する事業は、新総合体育館整備実施設計業務委託で、総額は1億4,696万円、年割額につきましては、令和4年度を6,280万3,000円、令和5年度を8,415万7,000円とするものでございます。

11ページをご覧ください。

第3表は債務負担行為でございます。

債務負担行為を設定する事業は、ご覧の2事業で、それぞれの期間、限度額により、令和4年度中に債務の負担を行うものでございます。

12ページをお開き願います。

第4表は地方債でございます。

起債対象事業はご覧の9事業で、限度額を総額18億550万円とするものでございます。起

債の方法，利率，償還の方法につきましては，記載のとおりでございます。後ほどご覧をお願いします。

議案第２３号は，以上でございます。

続きまして，議案第２４号になります。議案第２４号は，令和４年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

１９３ページをお開き願います。１９３ページでございます。

第１条で，歳入歳出予算の総額を５２億７，５６７万６，０００円とするものでございます。第２条は，一時借入金の借入れ最高額を１億５，０００万円とし，第３条で，歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては，事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが，少し飛びまして，１９９ページをお開き願います。

歳入でございます。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税につきましては，令和４年度は，新たな税率での賦課となりますが，基金を活用し負担の緩和を図っているため，前年度より９，０４２万８，０００円減の７億５，５６６万２，０００円といたしました。

同款同項２目退職被保険者等国民健康保険税につきましては，退職者医療制度は廃止となりましたが，遡及措置の適用により資格を取得する場合を考慮いたしまして，１節医療給付費分現年課税分から３節介護納付金分現年課税分までの科目の設定を行いました。

４節医療給付費分滞納繰越分から６節介護納付金分滞納繰越分につきましては，滞納繰越分を見込み計上したところでございます。

２００ページをお開き願います。

上段の３款１項国庫補助金につきましては，東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関して，保険税の減免及び療養給付に係る一部負担金等の減免措置を実施した場合に，補助金が交付されることに伴いまして，災害臨時特例補助金の科目を設定したところでございます。

２段目の４款１項１目保険給付費等交付金の１節普通交付金につきましては，給付に要する費用を県から交付されるものでございまして，３７億８，７４２万６，０００円を計上いたしました。

同目２節特別交付金につきましては，右側説明の欄にございますように，医療費の適正化や健康づくり等への取組状況に応じて交付されます保険者努力支援分や市の財政状況や特殊要因等に応じて交付されます特別調整交付金分など合わせまして，４，９８６万８，０００円を計上し，保険給付費等交付金全体では３８億３，７２９万４，０００円としたところでございます。

最下段の６款１項１目一般会計繰入金につきましては，税率改正により，決算補填等を目的とした法定外繰入れは解消しておりますが，均等割が増えたことにより，保険税の法定軽減分として公費負担される１節保険基盤安定繰入金が増となったことや，新たに未就学児の均等割軽減に係る２節未就学児均等割保険税繰入金が増えたことなどによりまして，５，５４０万９，０００円増の４億６，２６５万６，０００円を計上したところでございます。

201ページをご覧ください。

上段の同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、税率改正の負担緩和措置としまして、前年度より8,348万8,000円増の2億1,300万円といたしました。

最下段の8款3項雑入につきましては、前年度並みの歳入見込み額を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、少し飛びまして、205ページをお開き願います。

上段は、款項の記載はございませんが、2款1項療養諸費でございます。

同款同項2目退職被保険者等療養給付費、及び同款同項4目退職被保険者等療養費、下段の同款2項2目退職被保険者等高額療養費、さらには、次の206ページ上段の同款同項4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、退職者医療制度は廃止となりましたが、遡及措置の適用により、資格取得者がある場合を考慮いたしまして、科目の設定を行ったところでございます。

その他、204ページから206ページにおける同款保険給付費につきましては、それぞれ前年度までの実績等を勘案し計上したところでございます。

207ページをお開き願います。

上段の同款6項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた従業者への手当として、令和2年度に創設されたものでございます。これまでのところ当市については該当はありませんが、前年度同額の10万円を計上したところでございます。

2段目の3款1項医療費給付費分から、最下段の同款3項介護納付金までにつきましては、県に支払う納付金を計上いたしました。

208ページをお開き願います。

2段目の5款1項1目保健衛生普及費のうち、18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、補助金の項、人間ドック等健診につきましては、今年度における人間ドック受診者数を勘案いたしまして、1,150人分、3,221万9,000円を計上したところでございます。

最下段の5款2項1目特定健康診査等事業費につきましては、次の209ページ上段の12節委託料のうち、右側説明の欄3行目にございます特定健康診査業務委託料として、主に集団健診を実施するため、3,600人分、3,371万円を計上したところでございます。

歳出は以上でございます。

議案第24号は以上でございます。

続きまして、議案第25号でございます。

議案第25号は、令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

219ページをお開き願います。219ページでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を8億6,687万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、224ページをお開き願います。224ページでございます。

歳入でございます。

上段の１款１項後期高齢者医療保険料につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合より示されました、調定見込額などによりまして、令和３年度と比較し１,６８９万７,０００円増の６億５,９９２万８,０００円といたしました。増額の主な理由といたしましては、団塊世代が後期高齢者医療保険へ移行するため、保険料の増額を見込んだことによるものでございます。

３段目の３款１項一般会計繰入金につきましては、令和３年度よりも６７９万８,０００円増の２億４１９万１,０００円といたしました。増額の主な理由といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合より示されました保険基盤安定繰入金が増となったことによるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

２２６ページをお開き願います。２２６ページでございます。

上段の１款１項１目一般管理費につきましては、人件費等といたしまして１,７８０万２,０００円を、２段目の同款２項徴収費につきましては、事務費といたしまして１２３万７,０００円を計上いたしました。

２２７ページをご覧ください。

上段の２款１項後期高齢者医療広域連合納付金８億４,５０８万２,０００円につきましては、右側説明欄１行目にごございます保険料納付金といたしまして６億５,９９２万８,０００円を、同じく説明欄２行目にごございます保険基盤安定負担金といたしまして１億８,５１５万４,０００円を茨城県後期高齢者医療広域連合へそれぞれ納付するものでございます。令和３年度より２,２０９万７,０００円の増となりました理由でございますが、団塊世代による被保険者の増により、後期高齢者医療保険料納付金が増額となったことによるものでございます。

歳出は以上でございます。

議案第２５号は、以上でございます。

最後になります。議案第２６号でございます。議案第２６号は、令和４年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。

２３３ページをお開き願います。２３３ページでございます。

第１条で歳入歳出予算の総額を６０億６,９９４万２,０００円とするものでございます。第２条は一時借入金の借入れ最高額を３億１,０００万円とし、第３条で、歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、２４０ページをお開き願います。２４０ページでございます。

歳入でございます。

上段の１款１項１目第１号被保険者保険料につきましては、６５歳以上の介護保険料でございますが、被保険者数の増加が見込まれますことから、前年度より１,０６４万３,０００円増の１１億６,８９２万３,０００円を計上いたしました。

３段目の３款１項国庫負担金から、２４２ページの３段目にごございます５款３項県補助金までにつきましては、国及び支払基金並びに県からの支出金でございまして、介護給付費及び地域支



援事業費に対するそれぞれの補助率等から算出されました、合計で３８億４,３０５万６,０００円を計上したところでございます。

最下段の７款１項一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金、職員給与費及び事務費等に係る一般会計からの繰入金といたしまして、合わせて９億８,７３４万８,０００円を計上いたしました。

２４３ページをご覧ください。

２段目の同款２項基金繰入金につきましては、支払い準備基金から２,５４７万５,０００円を繰り入れるものでございます。

次の２４４ページをお開き願います。

上段の９款４項雑入につきましては、前年度同額を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

２４５ページをご覧ください。

歳出でございます。

１款１項総務管理費から、恐れ入りますが、２４７ページ最下段にございます同款４項趣旨普及費までにつきましては、職員や介護認定審査会委員等の人件費、事務費等といたしまして、前年度比で１２５万５,０００円増の１億５,８６３万６,０００円を計上したところでございます。

２４８ページをお開き願います。

上段の２款１項介護サービス等諸費から、こちらも恐れ入りますが、２５０ページになります、２５０ページ２段目の同款６項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、前年度の実績額を勘案いたしまして、前年度比で８,２０２万３,０００円減の５６億９１０万７,０００円としたところでございます。

次の２５１ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、４款１項２目包括的支援事業費でございます。

１２節委託料のうち、右側説明の欄１行目にございます包括的支援事業委託料６,４７５万１,０００円につきましては、高齢者の介護・医療など、生活に関するあらゆる相談に対応する地域包括センターの業務を、同じく説明欄の２行目にございます生活支援コーディネーター委託料２,２４５万８,０００円につきましては、地域における高齢者の日常生活支援体制の充実、及び強化を目的とした生活支援業務を、それぞれ市の社会福祉協議会に委託して行う経費として計上したところでございます。

同款同項３目任意事業費１２節委託料のうち、右側説明の欄２行目にございます食の自立支援事業委託料につきましては、６５歳以上の独り暮らしの高齢者、もしくは、高齢者のみの世帯の方に安否確認を兼ねまして、夕食をお届けする配食サービス４万９,６８０食分の経費といたしまして、３,９７４万４,０００円を計上いたしますとともに、任意事業費全体では、これまでの実績による件数等を勘案いたしまして、前年度並みの５,２７７万１,０００円を計上したところでございます。

２５２ページをお開き願います。

2 段目の 4 款 2 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費のうち、18 節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄 1 行目にございますサービス事業費につきましては、要支援 1 または要支援 2 の方の訪問サービス、及び通所サービスに係る費用といたしまして、6,164 万 8,000 円を計上いたしまして、それぞれ各介護サービス事業所に対し、国保連合会を経由して支払うものでございます。

同款同項 2 目一般介護予防事業費におきましては、次の 253 ページの上段、12 節委託料、右側説明の欄にございますとおり、高齢者のフレイル予防対策といたしまして行うシルバーリハビリ体操、水中運動教室、栄養改善・口腔機能向上事業、スクエアステップ運動事業などの事業を市の社会福祉協議会などに委託して実施する費用といたしまして、1,210 万 1,000 円を計上したところでございます。

歳出は以上でございます。

議案第 26 号は、以上でございます。

新年度予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第 27 号から議案第 30 号までの 4 件について、提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、令和 4 年度常陸太田市公営企業会計予算書をご覧ください。

2 枚おめくり願います。

議案第 27 号は、令和 4 年度常陸太田市水道事業会計予算でございます。

1 ページをお開き願います。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございますが、近年の給水人口や水需要の実績などを勘案いたしまして、給水戸数につきましては 1 万 8,672 戸、年間総給水量は 450 万 7,307 立方メートル、1 日平均給水量は 1 万 2,349 立方メートルといたしました。また、主要な建設改良事業につきましては、4 億 4,125 万 4,000 円といたしました。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第 1 款水道事業収益合計で 11 億 6,500 万 1,000 円といたしました。支出でございますが、第 1 款水道事業費用合計で 11 億 4,102 万円といたしました。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、第 1 款資本的収入合計で 3 億 4,505 万 4,000 円といたしました。

2 ページをお開き願います。

支出でございますが、第 1 款資本的支出合計で 8 億 8,874 万 2,000 円といたしました。

第 5 条は、債務負担行為でございます。田渡送水ポンプ場自家発電設備工事につきまして、記

載の期間・限度額において債務の負担を行うものでございます。

第6条は、企業債でございまして、水道事業において、限度額を3億430万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご覧をお願いします。

第7条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第8条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定めております。

3ページをご覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第10条は、他会計からの補助金の金額を1,066万7,000円と定め、第11条で、たな卸資産購入限度額を991万5,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、33ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、10億2,995万4,000円といたしました。前年度と比較いたしますと64万9,000円の減となっておりますが、これまでの水需要の実績などを勘案し、減額の見込みとしたものでございます。

34ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、上段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、未給水地域解消事業の企業債利子相当額分など、合計で前年度より1,621万4,000円減の1,066万7,000円といたしました。

35ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、各浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計2億3,659万2,000円を計上いたしました。施設修繕費の減などによりまして、前年度と比較いたしますと948万8,000円の減でございます。

36ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理経費といたしまして、合計1億3,230万5,000円を計上いたしました。職員の人件費や施設修繕費の減などによりまして、前年度と比較いたしますと971万7,000円の減でございます。

38ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計1億2,540万3,000円を計上いたしました。職員の人件費や業務システムリース料の減などによりまして、前年度と比較いたしますと977万5,000円の減でございます。

40ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、中段の１款２項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より８７９万１,０００円減の１億２,３７７万６,０００円を計上いたしました。

４１ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

１款１項１目の企業債につきましては、瑞竜浄水場送水ポンプ設備更新工事など、建設改良費の財源に充てるため、３億４３０万円を借り入れるものといたしました。

その下の１款２項１目の工事負担金につきましては、道路改良工事に伴う配水管布設替工事や消火栓の新設工事などに対する工事負担金といたしまして、合計２,６４５万４,０００円を計上いたしました。

また、その下の１款３項１目の出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、田渡送水ポンプ場自家発電設備工事費の２分の１となります１,４３０万円を計上いたしました。

４２ページをお開き願います。

支出でございます。

１款１項１目の上水道拡張費につきましては、３,９１３万３,０００円といたしました。水道水の安定供給を図るため、田渡送水ポンプ場へ自家発電設備を整備するための境界復元測量委託料及び工事費などを計上いたしました。

また、その下の１款１項２目の上水道改良費につきましては、４億１４８万１,０００円といたしました。令和３年度からの継続事業となります瑞竜浄水場の送水ポンプ設備更新工事費や老朽化した配水管の布設替工事費などを計上いたしました。

なお、５ページから３２ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第２７号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第２８号は、令和４年度常陸太田市工業用水道事業会計予算でございます。

４３ページをお開き願います。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございますが、近年の実績や事業所への聞き取り調査の結果などを勘案いたしまして、給水事業所数につきましては５社、年間総給水量は８５万９,０４０立方メートル、１日平均給水量は２,３５４立方メートルといたしました。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第１款工業用水道事業収益合計で１億４９万円といたしました。支出でございますが、第１款工業用水道事業費用合計で１億１４９万９,０００円といたしました。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。支出につきましては、第１款資本的支出合計で１,７７１万５,０００円といたしました。

44ページをお開き願います。

第5条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定め、第6条で予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第8条で他会計からの補助金の金額を2,800万円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、69ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、近年の実績や事業所への聞き取り調査の結果などを勘案いたしまして、前年度と比較いたしますと130万4,000円増の5,359万7,000円といたしました。

また、その下の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、赤字補填分といたしまして、前年度より300万円減の2,800万円といたしました。

70ページをお開き願います。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計3,197万6,000円を計上いたしました。竜神ダム管理費負担金の増などによりまして、前年度と比較いたしますと111万円の増でございます。

下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、宮の郷工業団地へ水を供給するための取水施設及び配水池などの維持管理費といたしまして、合計1,163万7,000円を計上いたしました。施設の運転管理及び工業計器保守点検業務委託料の増などによりまして、前年度と比較いたしますと19万9,000円の増でございます。

71ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計2,348万1,000円を計上いたしました。経営戦略策定支援業務委託の完了などによりまして、前年度と比較いたしますと284万7,000円の減でございます。

72ページをお開き願います。

款の記載はございませんが、中段の1款2項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より6万円減の407万3,000円を計上いたしました。

73ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目の企業債償還金につきましては、これまで建設改良費等の財源として借り入れた企業債の元金償還といたしまして、1,771万5,000円を計上いたしました。

なお、45ページから68ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第28号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第29号は、令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算でございます。

75ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の給水人口や水需要の実績などを勘案いたしまして、給水戸数につきましては3,265戸、年間総給水量は66万6,113立方メートル、1日平均給水量は1,825立方メートルといたしました。また、主要な建設改良事業につきましては、3億7,046万9,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款簡易水道事業収益合計で3億6,241万5,000円といたしました。支出でございますが、第1款簡易水道事業費用合計で3億7,076万2,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、第1款資本的収入合計で3億7,341万円といたしました。

76ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で4億2,535万5,000円といたしました。

第5条は、企業債でございます。簡易水道事業において限度額を1億9,040万円、過疎対策事業において限度額を1億5,570万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条で予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条で議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条で他会計からの補助金の金額を1億6,122万6,000円と定めております。

77ページをご覧ください。

第10条は、たな卸資産購入限度額を240万2,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、103ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、1億213万6,000円といたしました。前年度と比較いたしますと127万8,000円の減となっておりますが、給水人口の減少等により水需要も減少傾向にあります中、これまでの水需要の実績などを勘案いたしまして、減額の見込みとしたものでございます。

下段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく、企業債元利償還相当額分や赤字補填分など、合計で前年度より2,355万5,000円減の1億6,122万6,000円といたしました。

105ページをお開き願います。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、各浄水場と取水関連施設の維持管理経費とい

たしまして、合計１億３８０万２,０００円を計上いたしました。施設の運転管理業務を直営から新たに民間委託とするため、委託料を増額といたしましたが、職員の人件費や施設修繕費が減となりましたことから前年度と比較いたしますと、５５４万７,０００円の減でございます。

１０６ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の１款１項２目の配水及び給水費につきましては、送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理経費といたしまして、合計６,３５５万６,０００円を計上いたしました。

里美地区における８年に１回の量水器の法定取替えが本年度に完了いたしましたことに伴いまして、委託料や修繕費が減となりまして、前年度と比較いたしますと１,３８１万８,０００円の減でございます。

１０７ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の１款１項３目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計２,２４０万１,０００円を計上いたしました。業務システム経費負担金の減などによりまして、前年度と比較いたしますと４６７万３,０００円の減でございます。

１０９ページをお開き願います。

款の記載はございませんが、上段の１款２項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より１５１万１,０００円減の１,５８９万１,０００円を計上いたしました。

１１０ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

１款１項１目の企業債につきましては、水府南部浄水場の非常用発電装置更新工事や折橋町に新たに整備いたします折橋配水池の築造工事など、建設改良費の財源に充てるため３億４,６１０万円を借り入れるものといたしました。

また、その下の１款２項１目の工事負担金につきましては、道路改良工事に伴う配水管布設替工事や消火栓の新設工事などに対する工事負担金といたしまして、合計２２１万５,０００円を計上いたしました。

また、その下の１款３項１目の出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、これまで借り入れました企業債の元金償還の一部となります２,５０９万５,０００円を計上いたしました。

１１１ページをご覧ください。

支出でございます。

１款１項１目の簡易水道拡張費につきましては、３億８６万円といたしました。水運用の効率化を図りますため、折橋町に新たに整備いたします折橋配水池の築造工事費や送水管新設工事費、電柱移設補償費などを計上いたしました。

また、その下の１款１項２目の簡易水道改良費につきましては、６,９１５万７,０００円といた

しました。安全安心な水道水を安定供給するため、水府南部浄水場の非常用発電装置更新工事費や老朽化しました配水管の布設替工事費などを計上いたしました。

なお、79ページから102ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第29号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第30号は、令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算でございます。

113ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の有収水量の実績などを勘案いたしまして、年間総有収水量につきましては264万3,855立方メートル、1日平均有収水量は7,243立方メートルといたしました。また、主要な建設改良事業につきましては、9億5,185万8,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款下水道事業等収益合計で19億8,006万円といたしました。支出でございますが、第1款下水道事業等費用合計で16億86万1,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございまして、収入につきましては、第1款資本的収入合計で12億5,865万5,000円といたしました。

114ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で15億4,688万5,000円といたしました。

第5条は、企業債でございまして、公共下水道事業において限度額を3億8,800万円、流域下水道事業において限度額を1,300万円、農業集落排水事業において限度額を2,360万円、特定地域生活排水処理施設事業において限度額を5,690万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第6条は、一時借入金の限度額を7億5,000万円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

115ページをご覧願います。

第9条は、他会計からの補助金の金額を7億5,371万6,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、144ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の下水道使用料につきましては、4億6,200万7,000円といたしました。前年と比較し3,775万円の増となっておりますが、これまでの有収水量の実績などを勘案いたしますとともに、公共下水道事業において、新たに四季の丘はたそめが供用開始となりますため、増額の見込みとしたものでございます。



その下の１款１項２目の雨水処理負担金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、雨水処理に要します経費の一部となります５,１１６万１,０００円を計上いたしました。

また、下段の１款２項２目１節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく企業債の元利償還相当額分や赤字補填分など、合計で前年度より１億２,９５７万５,０００円減の７億５,３７１万６,０００円といたしました。

また、その下の１款２項３目１節の国庫補助金につきましては、支出予算の污水施設整備構想策定委託料、ストックマネジメント基本計画策定委託料、及び農業集落排水施設最適整備構想策定委託料の財源といたしまして、説明欄に記載のとおり、社会資本整備総合交付金３００万円、防災・安全社会資本整備交付金１,０００万円、農村整備事業費補助金５８７万４,０００円を計上いたしました。

１４６ページをお開き願います。

支出でございます。

１款１項１目の管渠費につきましては、管渠の修繕や雨水幹線の清掃など、管渠施設の維持管理費といたしまして、合計１億３,５６４万２,０００円を計上いたしました。

１４７ページ上から２段目の９節委託料について、説明欄上から３行目の污水施設整備構想策定委託料、その下のストックマネジメント基本計画策定委託料について、今後の下水道等事業の健全経営に向けた検討を進めますため、新たに計上したことにより委託料が増となりましたことなどによりまして、前年度と比較いたしますと１２２万４,０００円の増でございます。

１４７ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の１款１項２目の処理場費につきましては、特定環境保全公共下水道処理施設や農業集落排水施設処理場の維持管理経費といたしまして、合計２億３５５万６,０００円を計上いたしました。施設修繕費の減などによりまして、前年度と比較いたしますと１,２０７万４,０００円の減でございます。

１４８ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、下段の１款１項３目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計４,６３４万６,０００円を計上いたしました。業務システム経費負担金の減などによりまして、前年度と比較いたしますと３６６万７,０００円の減でございます。

１５０ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、最上段の１款１項４目の流域下水道維持管理負担金につきましては、那珂久慈流域下水道に排出する汚水量に基づき負担いたします維持管理負担金といたしまして、１億４,７１６万３,０００円を計上いたしました。

また、下段の１款２項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より６８０万５,０００円増の１億８,５７３万９,０００円を計上いたしました。

１５１ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 1 項 1 目の企業債につきましては、東部土地地区画整理事業に伴います雨水幹線整備工事費など、建設改良費等の財源に充てますため、4 億 8,150 万円を借り入れるものといたしました。

また、その下の 1 款 2 項 1 目の工事負担金につきましては、公共下水道の管路改築工事などに係る工事負担金といたしまして、1,959 万 9,000 円を計上いたしました。

また、1 款 4 項 1 目 1 節の一般会計出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、下水道事業債の元金償還相当額分や資本的収支不足の補填分といたしまして、合わせて 3 億 5,876 万 8,000 円を計上いたしました。

また、その下の 1 款 5 項 1 目 1 節の国庫補助金につきましては、支出予算の各下水道整備の財源といたしまして、説明欄に記載のとおり、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、農山漁村地域整備交付金、循環型社会形成推進交付金、合わせまして 3 億 7,408 万円を計上いたしました。

153 ページをお開き願います。

支出でございます。

1 款 1 項 1 目の下水道等拡張費につきましては、9 億 607 万 6,000 円といたしました。農業集落排水事業の里美中部地区における管路施設整備の実施設計委託料及び管路施設工事費、公共下水道事業における管路施設整備の詳細設計委託料及び管路施設工事費、東部土地地区画整理事業に伴う雨水幹線整備及び雨水幹線防護柵整備工事費、また、県が施工いたします那珂久慈流域下水道事業の建設工事に対する流域下水道建設負担金などを計上いたしました。

また、その下の 1 款 1 項 2 目の下水道等改良費につきましては、4,578 万 2,000 円といたしました。公共下水道事業における管路改築のための詳細設計委託料及び管路改築工事費、特定環境保全公共下水道事業における管路補修工事費などを計上いたしました。

なお、117 ページから 143 ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第 27 号から議案第 30 号までの公営企業会計予算に係る私からの説明は以上でございます。

令和 4 年度公営企業会計予算につきましては、独立採算の原則に基づき可能な限り施設の維持管理費経費の削減を図りまして、一般会計からの繰入金の抑制に努めましたとともに、将来に向け大切な生活インフラを守るため必要となります建設改良の費用を計上させていただきました。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

---

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は 3 月 7 日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 39 分散会